

ID: 5

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町役場庁舎管理規則 第2条		
例規番号	平成18年 規則第3号		
<p>【根拠条文】 (商行為及び宣伝行為の制限) 第2条 庁舎内での物品の販売その他これ等に類する商行為をし、又は講演その他宣伝行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎使用等許可申請書(別記様式)を町長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 6

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	広告物の配布及び掲出の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町役場庁舎管理規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第3号		
<p>【根拠条文】 (広告物の制限) 第3条 庁舎内に、ビラ、ポスターその他広告物(以下「広告物」という。)を配布又は掲出しようとする者は、あらかじめ庁舎使用等許可申請書(別記様式)を町長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 7

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	執務時間外の入舎の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町役場庁舎管理規則 第5条第1項		
例規番号	平成18年 規則第3号		
<p>【根拠条文】 (執務時間外の制限) 第5条 日曜、休日及び執務時間外に庁舎内に入ろうとする者は、当直員の許可を受けなければならない。 2 庁舎内から退出しようとする場合は、当直員に届け出なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

担当部署: 企画財政課 企画政策係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町野田川駅舎条例 第3条		
例規番号	平成18年 条例第7号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 駅舎を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 与謝野町野田川駅舎条例施行規則第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の許可) 第4条 駅舎を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ利用許可申請書(別記様式)を提出し、町長の許可を受けなければならない。 2 申請者は、町内に住所を有する者又は町内の企業等に勤務する者とする。 3 町長は、次の各号に該当するときは許可しない。 (1) 公益及び良俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とする行事等 (3) 施設、設備等をき損するおそれがあるとき。 (4) その他管理上支障があると認められるとき。 4 町長は、第1項に規定する利用の許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名 根拠条項	与謝野町情報公開条例 第11条
例規番号	平成18年 条例第11号

【根拠条文】

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時、場所等に関する事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【基準】

第5条及び第7条から第10条までの規定による。

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例(以下この条において「法令等」という。)の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただ

し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 公にすることにより、国、独立行政法人等、町以外の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると認められる情報があると認められるもの

(5) 町の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 町又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により開示することができないとされている情報

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書の全部又は一部を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示情報に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしな

いで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間	開示請求があった日から起算して15日以内(第13条第1項)		
備考			
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町個人情報保護条例 第24条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第12号
<p>【根拠条文】</p> <p>(開示等の請求に対する決定及び通知)</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に係る保有個人情報の開示等を行うか否かの決定(以下「開示等の決定」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、開示等の決定をしたときは、開示等請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に開示等の決定を行うことができないときは、当該請求のあった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 開示等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に第1項の決定を行わないときは、当該請求に係る保有個人情報の開示等を行わない旨の決定があったものとみなすことができる。</p> <p>5 第2項に規定する書面には、保有個人情報の開示等を行わない旨の決定(第18条の規定により保有個人情報の一部を開示しない場合を含む。)を行うときは、当該決定の理由を付記しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、併せてその時期を明らかにしなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>第16条から第21条までの規定による。</p> <p>(開示の請求)</p> <p>第16条 何人も、実施機関に対し、行政文書(平成17年4月1日前に作成し、又は取得したものにあっては、保存年数が永年であるものに限る。以下同じ。)に記録されている自己の保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他保有個人情報の本人と特別の関係にあると実施機関が認める者は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって開示請求することができる。</p> <p>(開示しないことができる保有個人情報)</p> <p>第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。</p> <p>(1) 法令等の規定により、開示することができないとされているもの</p> <p>(2) 開示請求の対象となった保有個人情報に開示請求をした者以外の個人に関する個人情報が含まれている場合で、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害すると認められるもの</p>	

- (3) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する個人情報で本人に開示しないことが正当であると認められるもの
- (4) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政の執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (5) その他実施機関が審査会の意見を聴いた上で、公益又は町民福祉のために開示しない必要があると認めたもの

(部分開示等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が、前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できると認められるときは、開示請求をした者に対し、当該部分を除いて保有個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する保有個人情報について、時間の経過により当該情報の開示を拒否する理由がなくなった場合は、当該情報の開示請求に応じなければならない。

(訂正の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第20条 何人も、実施機関に対し、自己の保有個人情報について、第10条の規定による収集の範囲及び第11条の規定による収集方法の制限を超えて、自己の個人情報の収集が行われていると認められるときは、その削除を請求することができる。

(中止の請求)

第21条 何人も、実施機関に対し、第12条第1項の規定に反して、自己の保有個人情報の目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)が行われていると認めるときは、その中止を請求することができる。

標準処理期間	請求があった日から起算して、開示請求にあつては15日以内、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては30日以内(第24条第1項)
---------------	---

備考	
-----------	--

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	------------------	----------------	-------

ID: 16

担当部署: 加悦地域振興課 CATV係

処分の概要	加入の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町有線テレビ放送等施設条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第14号		
<p>【根拠条文】 (加入申込み) 第7条 施設に加入しようとする者は、町長に対し加入申込書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第8条の規定による。 (加入者) 第8条 加入者とは、前条の規定により承認を受けた者で、送受信機器(以下「ONU」という。)から音声告知放送受信機(以下「音声告知機」という。)、受像機又は端末機器までの宅内配線工事を完了した者をいう。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 加悦地域振興課 CATV係

処分の概要	インターネット接続等の利用の承認及び変更等の承諾		
例規名 根拠条項	与謝野町有線テレビ放送等施設条例 第9条		
例規番号	平成18年 条例第14号		
<p>【根拠条文】 (インターネット接続等の利用申込み) 第9条 加入者で、インターネット接続等のサービスを受けようとする者は、別に定めるところにより、町長に利用を申し込み、承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第3条の規定による。 (インターネット接続サービス等の利用、変更及び中止) 第3条 条例第9条の規定によりインターネット接続等を利用しようとする者は、インターネット接続サービス等利用申請書(様式第6号)を町長に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 インターネット接続サービスの利用内容を変更しようとする者は、インターネット接続サービス等内容変更申請書(様式第7号)を町長に提出し、承諾を得なければならない。この場合において、利用内容の変更に係る手数料は、利用者が負担するものとする。</p> <p>3 インターネット接続サービスの利用を中止しようとする者は、インターネット接続サービス等利用中止申請書(様式第8号)を町長に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4 前項の規定により利用中止を承諾された利用者は、設備の機能保全のための終端工事に要する経費を負担しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定により利用中止申請を提出した者の利用料に未納額があるときは、申請時にすべて納付しなければならない。この場合において、中止する月の利用日数が14日以下の場合にはこれを切り捨て、15日以上は1月とする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 加悦地域振興課 CATV係

処分の概要	施設設置費等の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町有線テレビ放送等施設条例 第15条		
例規番号	平成18年 条例第14号		
<p>【根拠条文】 (施設設置費等の減免) 第15条 町長が特に必要があると認めたものについて、第10条、第12条、第13条第2項及び前条に規定する費用の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町有線テレビ放送等施設条例施行規則第6条の規定による。 (施設設置費等の減免) 第6条 条例第15条の規定により施設設置費、加入料及び利用料の減免を受けようとする者は、有線テレビ放送等施設利用料等減免申請書(様式第10号)及び減免理由を証明する書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による対象者世帯は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助を受けている世帯</p> <p>(2) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子世帯及び父子世帯</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する障害等級1級又は2級の手帳所持者が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主(以下「世帯主」という。)である世帯</p> <p>(4) 身体障害者福祉法に規定する手帳所持者のうち、視覚障害者又は聴覚障害者が世帯主である世帯</p> <p>(5) 所得税法(昭和40年法律第33号)又は地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により療育手帳においてAの判定を受けた知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が1級である者が世帯主である世帯</p> <p>(6) 満75歳以上の者で構成する世帯</p> <p>(7) その他町長が特に必要があると認めた世帯</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 加悦地域振興課 CATV係

処分の概要	利用の許可
例規名 根拠条項	与謝野町有線テレビスタジオ等設備の利用に関する規則 第3条第1項
例規番号	平成23年 規則第7号
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 利用しようとする町民又は団体は、別に定める申請書にその旨を記載の上、町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、スタジオ等の利用を許可する場合は、別に定める許可書にその旨を記載し、申請者に交付するものとする。</p> <p>【基準】 第2条、第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の範囲) 第2条 スタジオ等は、次に掲げる場合に限り、与謝野町有線テレビセンター内において利用できるものとする。ただし、貸出用のビデオカメラ及びその付属備品については、この限りでない。</p> <p>(1) 町民又は団体が、地域情報発信、地域振興及び安全・安心なまちづくりを目的として、番組制作を行う場合 (2) 学校教育の一環として番組制作を行う場合(利用に際して教師等の引率者が立ち会う場合に限る。) (3) その他町長が特に認めた場合 (利用条件) 第4条 スタジオ等の利用に際しては、既存状態での使用とし、付属品の使用及び新規ソフトウェアのインストールは一切認めない。</p> <p>2 利用後は、スタジオ等で利用したデータ等をスタジオ等の記憶装置からすべて削除するとともに、各種の設定を使用前の状態に復元しなければならない。</p> <p>3 スタジオ等機器(附属品及びケーブル類を含む。以下同じ。)は、許可を受けた機器以外使用してはならない。</p> <p>4 スタジオ等機器の利用は、与謝野町有線テレビ職員の立合いを原則とする。ただし、貸出用のビデオカメラ及びその付属備品については、この限りでない。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 企画財政課 企画政策係

処分の概要	使用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町移動通信用施設条例 第3条		
例規番号	平成22年 条例第3号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 町長は、移動通信用施設の設置目的を効果的に達成するため、移動通信の業務を行う第一種電気通信事業者(以下「事業者」という。)に、その使用を許可することができる。 2 町長は、移動通信用施設の管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町移動通信用施設条例施行規則第2条及び第8条の規定による。 (施設の使用) 第2条 条例第3条の規定により使用を許可することができる第一種電気通信事業者(以下「事業者」という。)とは、与謝野町移動通信用施設(以下「移動通信用施設」という。)に設置した移動通信用無線設備機器を運用することができる事業者とする。 (使用許可の制限) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移動通信用施設の使用を許可しない。 (1) その使用が移動通信用施設の設置目的に反するとき。 (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) その使用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、移動通信用施設の管理上支障があるとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 企画財政課 企画政策係

処分の概要	使用期間の延長の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町移動通信用施設条例施行規則 第3条第1項ただし書		
例規番号	平成22年 規則第4号		
<p>【根拠条文】 (使用期間) 第3条 移動通信用施設の使用期間は、許可日から10年とする。ただし、必要に応じ期間を延長することができる。</p> <p>2 前項ただし書の規定により使用期間を延長しようとするときは、使用期間満了の日の2月前までに、書面で町長に申請しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	印鑑登録証の交付		
例規名 根拠条項	与謝野町印鑑条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (印鑑登録証の交付) 第7条 町長は、印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者(以下「登録者」という。)に対して、登録番号を記載した印鑑登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。</p> <p>【基準】 第2条及び第5条の規定による。 (登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき本町に記録されているものとする。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。 (登録申請) 第5条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録申請を受理しない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの (3) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの (4) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの (5) 印影を鮮明に表しにくいもの (6) その他町長が不相当と認めるもの 2 町長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	登録証の引替交付		
例規名 根拠条項	与謝野町印鑑条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (登録証の引替交付) 第8条 登録者は、登録証が著しく損傷又は汚損したときは、当該登録証を添えて引替交付申請をすることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	登録廃止及び亡失の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町印鑑条例 第11条		
例規番号	平成18年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (登録廃止及び亡失の申請) 第11条 登録者は、当該印鑑の登録の廃止をする場合及び登録された印鑑を亡失した場合には、登録証を添えて町長に自ら申請しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	印鑑登録証明書の交付		
例規名 根拠条項	与謝野町印鑑条例 第15条		
例規番号	平成18年 条例第17号		
<p>【根拠条文】 (印鑑登録証明書の交付申請) 第15条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて自ら町長に申請しなければならない。</p> <p>【基準】 第14条及び第16条の規定による。 (印鑑登録の証明) 第14条 印鑑登録の証明は、印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)のほか第6条第1項第3号から第6号までの登録事項について、その写しであることを町長が証明するものとする。 (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しない。 (1) 登録証の提示がないとき。 (2) 登録証が著しく損傷又は汚損して識別が困難であるとき。 (3) 印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。 (4) その他町長が不相当と認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 企画財政課 企画政策係

処分の概要	普通利用料金の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町営バス運行事業に関する条例 第6条		
例規番号	平成20年 条例第21号		
<p>【根拠条文】 (普通利用料金の減額又は免除) 第6条 町長は、身体障害者等特別の理由があると認めた者については、町営バスの普通利用料金を減額又は免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町営バス運行事業に関する条例施行規則第5条の規定による。 (普通利用料金の減免) 第5条 条例第6条に規定する普通利用料金の減免の額は、次に定めるところによる。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が介護のために乗車するとき 普通利用料金の2分の1に相当する額 (2) 都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が介護のために乗車するとき 普通利用料金の2分の1に相当する額 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車するとき 普通利用料金の2分の1に相当する額 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が介護のために乗車するとき 普通利用料金の2分の1に相当する額 2 普通利用料金の減免を受けようとする者は、前項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を町営バスの乗務員に提示しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 関係課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	与謝野町手数料条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第60号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(免除)</p> <p>第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料の扱いをするとき。</p> <p>(2) 町民が公費の援助又は扶助を受けるために必要なものを請求したとき。</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するため申請があったとき。</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。</p> <p>(5) 公的年金給付等を受ける者が当該公的年金の給付に関する法令の定めるところにより町長が行う生存に関する証明を申請したとき。</p> <p>(6) その他町長が特別の事情があると認めたとき。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法令の規定に基づき、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができるものとされているものについては、手数料を徴収しない。</p> <p>3 町長は、視覚に障害がある者で、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用者証を有するものの請求に係る次に定める手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 犬の登録手数料</p> <p>(2) 狂犬病予防注射済票交付手数料</p> <p>(3) 犬の鑑札の再交付手数料</p> <p>(4) 狂犬病予防注射済票再交付手数料</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 会計室 出納係

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例 第3条第2項		
例規番号	平成18年 条例第61号		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第3条 前条の督促状を発した場合は、その税外収入金に対し、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、与謝野町税条例(平成18年与謝野町条例第57号)の例により計算した金額に相当する延滞金を徴収しなければならない。この場合において、その金額が1,000円未満であるとき又は納期限の延長をした場合における延長した期間に対応する延滞金については、これを徴収しない。</p> <p>2 町長は、納付者が滞納したことについてやむを得ない事由があると認めた場合は、前項の延滞金を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町行政財産使用料条例 第3条		
例規番号	平成22年 条例第10号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(減免)</p> <p>第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。</p> <p>(3) 前2号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町行政財産使用料条例 第4条ただし書		
例規番号	平成22年 条例第10号		
<p>【根拠条文】 (還付) 第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 町において公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。</p> <p>(2) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、その使用の開始又は継続ができなくなったとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 教育委員会 教育推進課 学校教育係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立三河内小学校水泳プール管理運営規則 第3条第1項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第18号		
<p>【根拠条文】 (利用の申請) 第3条 プールを利用しようとする者及び団体は、利用日の5日前までに校長に申請して許可を受けなければならない。</p> <p>2 利用者は、校長の定める利用時間内において、利用することができる。</p> <p>【基準】 第2条及び第4条の規定による。 (利用資格) 第2条 このプールは、小学校児童及び中学校生徒が利用する。</p> <p>2 次に掲げる場合は、前項の利用に支障を来さない範囲において利用することができる。</p> <p>(1) 体育団体及び社会教育団体 (2) その他与謝野町教育委員会が適当と認める場合</p> <p>(利用の不許可) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、その利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれのあるとき。 (2) 施設その他附属物を害するおそれのあるとき。 (3) 水泳不適當症状の者があると認めるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) プール利用上の事故その他について責任を負わなければならないとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考	規則の廃止予定(2月の教育委員会議 提案 3月1日施行予定)		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

担当部署: 教育委員会 教育推進課 学校教育係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立加悦中学校水泳プール管理運営規則 第3条第1項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第19号		
<p>【根拠条文】 (利用の申請) 第3条 プールを利用しようとする者及び団体は、利用日の5日前までに校長に申請して許可を受けなければならない。</p> <p>2 利用者は、校長の定める利用時間内において、利用することができる。</p> <p>【基準】 第2条及び第4条の規定による。 (利用資格) 第2条 このプールは、中学校生徒が利用する。</p> <p>2 次に掲げる場合は、前項の利用に支障を来さない範囲において利用することができる。</p> <p>(1) 体育団体及び社会教育団体 (2) その他与謝野町教育委員会が適当と認める場合</p> <p>(利用の不許可) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、その利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれのあるとき。 (2) 施設その他附属物を害するおそれのあるとき。 (3) 水泳不適當症状の者があると認めるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) プール利用上の事故その他について責任を負わなければならないとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考	規則の廃止予定(2月の教育委員会議 提案 3月1日施行予定)		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会 教育推進課 学校教育係

処分の概要	入園の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立幼稚園規則 第11条第1項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第23号		
<p>【根拠条文】 (入園、休園及び退園) 第11条 幼稚園に入園しようとするものは、入園願書(様式第1号)を提出して園長の許可を受けなければならない。 2 休園及び退園をしようとするときは、休園(退園)申請書(様式第2号)を提出し、その理由を園長に届け出なければならない。</p> <p>【基準】 第2条の規定による。 (入園資格) 第2条 幼稚園に入園できるものは、町に居住する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p>			
標準処理期間	60日		
備考	11月中旬、入園募集締切り。12月行事等あり、面接が翌年になることもあるため、60日とする。		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 教育委員会 教育推進課 学校教育係

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立幼稚園保育料条例 第4条		
例規番号	平成18年 条例第97号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保育料を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(2) 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯に属する者</p> <p>(3) 園児の欠席した期間が、1月にわたったとき。</p> <p>(4) その他町長が特別の事由があると認めるとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び与謝野町立幼稚園保育料の減免に関する規則第2条の規定による。</p> <p>(減免額)</p> <p>第2条 保育料の減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表に定める世帯 同表の各区分ごとに定める額</p> <p>(2) 園児の欠席した期間が1月にわたったとき 条例に規定する月額</p> <p>(3) その他町長が特別の事由があると認めるとき 相当と認める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で退園した場合は、減免額を12で除した額に在園月数(退園した日の属する月を含む。)を乗じて得た額を減免する。ただし、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	与謝野町立公民館条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第102号		
<p>【根拠条文】 (使用料の免除) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。 (1) 町が主催又は共催により利用するとき。 (2) 町又は区を単位とする公の団体が利用するとき。 (3) 学校教育活動及び社会教育活動に利用するとき。 (4) その他町長が特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立公民館条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第102号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立公民館利用規則 第4条第1項及び第2項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第33号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 公民館を利用しようとする者は、別に定める利用許可申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、公用又は公共用の場合は、利用簿への記入により申請に代えることができる。</p> <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</p> <p>(1) 町外の者又は団体(教育委員会が特に認めるものを除く。)が利用するとき。</p> <p>(2) 公益又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による利用許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	特別設備の利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立公民館利用規則 第5条第1項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第33号		
<p>【根拠条文】 (特別設備) 第5条 利用者は、特別の設備を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の設備は、利用後直ちに撤去し、原状に回復しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合に生ずる費用は、利用者の負担とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用者カードの交付		
例規名 根拠条項	与謝野町立図書館条例施行規則 第10条第1項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第34号		
<p>【根拠条文】 (利用者カードの交付申請) 第10条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ個人貸出登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を館長に提出し、利用者カード(様式第2号。以下「カード」という。)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者</p> <p>(2) 町内の官公署又は会社等に勤務する者</p> <p>(3) 町内の学校に通学する者</p> <p>(4) その他館長が適当と認めた者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 62

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用者カードの再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立図書館条例施行規則 第11条第4項(第14条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年 教育委員会規則第34号		
<p>【根拠条文】 (利用者カードの紛失等)</p> <p>第11条 カードを紛失したとき、又は申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。</p> <p>2 カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又はこれを不正に利用してはならない。</p> <p>3 カードが登録者本人以外によって利用され損害が生じた場合は、登録者本人がそのすべての責任を負うものとする。</p> <p>4 カードの再交付は、再交付の申請をし、必要な経費を納入するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	団体利用者カードの交付		
例規名 根拠条項	与謝野町立図書館条例施行規則 第14条第2項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第34号		
<p>【根拠条文】 (団体貸出) 第14条 館長は、相当と認める団体に対し、図書館資料を貸し出すことができる。</p> <p>2 貸出しを受けようとする団体は、団体貸出登録申請書(様式第3号)を館長に提出し、カードの交付を受けなければならない。</p> <p>3 団体に対する図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、館長が指定する。</p> <p>4 第11条の規定は、団体貸出に準用する。</p> <p>5 館長は、団体貸出をしている団体に対し、利用状況の報告を求めることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の許可
例規名 根拠条項	与謝野町立生涯学習センター知遊館条例 第8条第1項
例規番号	平成18年 条例第104号
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第8条 知遊館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により利用を許可する場合において、特に必要と認める場合は、条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、前項の条件及び教育委員会の指示事項を遵守しなければならない。</p> <p>【基準】 第10条、与謝野町立生涯学習センター知遊館条例施行規則第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用の制限) 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) その利用が入場料等を徴収する営利を目的としたものであるとき。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2) その利用が公の秩序、善良な風俗又は公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その利用が施設及び設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 施設の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(5) その他公益上支障があるとき。</p> <p>(利用許可の順序) 第6条 知遊館の利用許可は、申請の順序によって行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、2以上の申請が同時に行われた場合は、協議又は抽選により決定するものとする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	
標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 67

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立生涯学習センター知遊館条例 第13条		
例規番号	平成18年 条例第104号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第13条 公共の用に供し、又は公益を目的とするものその他教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立生涯学習センター知遊館条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免措置) 第11条 条例第13条の規定に基づく使用料の減額又は免除を受けようとする者は、生涯学習センター知遊館使用料減免申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。 2 館長は、町長の承認を得て、次に掲げる場合に使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 町又は教育委員会が主催する行事を行うとき。 (2) 町又は教育委員会が公益上必要と認めたとき。 (3) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立生涯学習センター知遊館条例 第14条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第104号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立生涯学習センター知遊館条例 第15条第1項		
例規番号	平成18年 条例第104号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第15条 利用者は、知遊館に特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加えるときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、管理上又は事業運営上必要があると認めるときは、利用者の負担において必要な設備を設置させることができる。ただし、特に必要と認める場合は、条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立生涯学習センター知遊館視聴覚室内講習用パソコンの利用に関する規則 第3条第1項		
例 規 番 号	平成18年 教育委員会規則第36号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 利用の申請を希望する団体は、与謝野町立生涯学習センター知遊館条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第35号。以下「規則」という。)第5条第1項に規定する申請書にその旨を記載して教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、講習用パソコンの利用を許可する場合は、規則第7条に規定する許可書にその旨を記載し、交付する。</p> <p>【基準】 第2条の規定による。 (利用の範囲) 第2条 講習用パソコンは、次に掲げる場合に知遊館視聴覚室内においてのみ貸出しをし、利用できるものとする。</p> <p>(1) 5人以上の町民によって構成された団体が、主体的にパソコン講習を実施する場合 (2) 町内の公共機関がパソコン講習を実施する場合 (3) その他与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めた場合</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 74

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入室料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立三河内郷土資料室条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第105号		
<p>【根拠条文】 (入室料の減免) 第6条 町長は、規則で定めるところにより、前条の入室料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則第4条の規定による。 (入室料の減免) 第4条 条例第6条の規定により、入室料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 町内小学校及び中学校の教育課程における活動又は幼稚園及び保育所による保育活動のため入室するとき 全額 (2) 一般開放日に入室をするとき 全額 (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が入室するとき 2分の1に相当する額 (4) その他町長が特別の事由があると認めるとき その都度町長が定める額 2 前項の規定により入室料の減免を受けようとする者は、あらかじめ郷土資料室入室料減免申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	特別の利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立江山文庫条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年 条例第107号		
<p>【根拠条文】 (特別利用) 第5条 文庫資料を熟覧若しくは撮影をし、又は貸出しを受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立江山文庫条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第107号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第6条 文庫の研修室等(以下「研修室等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、閲覧を目的とした資料閲覧室の利用は除く。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入館料等の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立江山文庫条例 第10条		
例規番号	平成18年 条例第107号		
<p>【根拠条文】 (入館料等の減免) 第10条 町長が特に必要があると認めたものについては、第4条の入館料及び第7条の使用料(以下これらを「入館料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立江山文庫条例施行規則第7条の規定による。 (入館料等の減免) 第7条 条例第10条の規定による入館料等を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) 入館料 ア 町内の小学校、中学校及び幼稚園の教育活動又は保育所(園)による保育活動のため入館するとき 全額 イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額 ウ その他町長が特別の事由があると認めるとき その都度町長が定める額 (2) 使用料 ア 町内の小学校、中学校及び幼稚園の教育課程における活動又は保育所(園)による保育活動のために入館又は利用するとき 全額 イ 加悦工芸の里の主催事業 全額 ウ その他町長が特別な事由があると認めた場合 その都度町長が定める額 2 前項の規定により、入館料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ入館料・使用料減免除申請書を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入館料等の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立江山文庫条例 第11条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第107号		
<p>【根拠条文】 (入館料等の不還付) 第11条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立若者センター条例 第3条		
例規番号	平成18年 条例第108号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 与謝野町立若者センター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>【基準】 第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 公の秩序及び善良な風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障があるとき。 (4) その他教育委員会が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立若者センター条例 第7条		
例 規 番 号	平成18年 条例第108号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長は、次に掲げる機関、団体等が利用する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 使用料を免除する機関、団体等 ア 組織された青年グループ イ 町及び町の所管に属する機関 ウ 府及び府の所管に属する機関 エ 町が所属し、又は構成員となっている機関及び団体 オ 町及び町の所管に属する機関が共催する行事等を主管とする団体</p> <p>(2) 使用料を減額(半額)する団体 ア 社会福祉協議会 イ 婦人会 ウ 老人クラブ エ 身体障害者福社会 オ 身障者父母の会 カ 文化協会 キ 体育協会</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立若者センター条例 第8条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第108号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立三河内山の家条例 第4条		
例規番号	平成18年 条例第109号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 山の家を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立三河内山の家条例 第7条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第109号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、別に定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立体育施設条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年 条例第110号		
<p>【根拠条文】 (利用の承認)</p> <p>第4条 体育施設及び附属設備を利用しようとする者は、教育委員会に申請して承認を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、体育施設の利用を不相当と認めるときは、利用の承認をしないことができる。</p> <p>3 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立体育施設条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第110号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立体育施設条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の減免) 第4条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 町が主催又は共催する行事に利用するとき。 (2) 町又は区を単位とする公の団体が主催する行事に利用するとき。 (3) 学校教育活動及び青少年の育成に関する行事に利用するとき。 (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立体育施設条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成18年 条例第110号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
【基準】 与謝野町立体育施設条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の還付) 第5条 条例第10条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。 (1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。 (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。 (3) 利用者が6日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	特別利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立体育施設条例 第9条		
例規番号	平成18年 条例第110号		
<p>【根拠条文】 (特別利用) 第9条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、第1条の規定にかかわらず特別に利用を許可することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立体育施設条例施行規則 第7条		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第42号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備の制限) 第7条 利用者は、体育施設の利用に際し、その施設等を模様替し、又はこれらに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立大江山運動公園松風庵条例 第3条第1項		
例規番号	平成18年 条例第111号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 与謝野町立大江山運動公園松風庵(以下「松風庵」という)を利用しようとする者は、あらかじめ与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、松風庵の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序及び善良な風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とする行事等で利用するとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認めたとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が不相当と認めたとき。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による利用許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	与謝野町立大江山運動公園松風庵条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第111号		
<p>【根拠条文】 (使用料の免除) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。 (1) 町が主催又は共催により利用するとき。 (2) 町が所属し、又は構成員となっている機関又は団体 (3) 町及び、町の所管に属する機関が、共催又は後援となる行事を主管する団体 (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立大江山運動公園松風庵条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第111号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	特別の設備の利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立大江山運動公園松風庵条例施行規則 第6条第1項		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第43号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備) 第6条 利用者は、特別の設備を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の設備は、利用後直ちに撤去し、原状に回復しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合に生ずる費用は、利用者の負担とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立学校施設の利用に関する条例 第2条第2項		
例規番号	平成18年 条例第112号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第2条 学校施設は、学校教育に支障の来さない範囲において、社会教育その他公共のために利用させることができる。</p> <p>2 前項の規定により施設を利用しようとする者は、与謝野町立小・中学校長(以下「校長」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第3条、与謝野町立学校施設の利用に関する規則第4条の規定による。 (利用の制限) 第3条 校長は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。</p> <p>2 校長は、次の事項に該当すると認めたときは、利用を許可してはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 学校の運営を阻害するおそれがあると認めるとき。 (3) その他校長において不相当と認めるとき。</p> <p>(利用申請及び許可) 第4条 条例第2条第2項の規定により学校施設を利用しようとする者は、利用期日の7日前までに与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める申請書を提出し、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する許可は、与謝野町に在住及び在勤する者でおおむね10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に責任者としての成人が含まれる場合に限るものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立学校施設の利用に関する条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第112号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立学校施設の利用に関する規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第6条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 町が主催又は共催する行事に利用するとき。 (2) 町又は区を単位とする公の団体が主催する行事に利用するとき。 (3) 学校教育活動及び青少年の育成に関する行事に利用するとき。 (4) その他町長が特に必要と認めたとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立学校施設の利用に関する条例 第7条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第112号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立学校施設の利用に関する規則第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 条例第7条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。 (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。 (3) 利用しなかったことについて相当の理由があると認められるとき。 			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 教育委員会 教育推進課 社会教育係

処分の概要	夜間照明施設の利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立学校施設の利用に関する規則 第7条		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第44号		
【根拠条文】 (夜間照明施設の利用の申請) 第7条 夜間照明施設を利用して屋外運動場を利用しようとする者は、第4条の規定にかかわらず、同条の許可の申請を教育委員会に対して行うものとする。			
【基準】 与謝野町立学校施設の利用に関する条例第8条の規定による。 (夜間照明施設の利用) 第8条 屋外運動場の夜間照明施設の利用期間は、原則として4月1日から10月31日までの間とし、利用時間及び使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、利用期間及び利用時間を変更することができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	町指定有形文化財の現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町文化財保護条例 第17条第1項(第36条及び第39条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第113号		
<p>【根拠条文】 (現状変更等の制限)</p> <p>第17条 町指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他別に定める場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項の許可には、文化財を保護するために必要な条件を付することができる。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を受けたものが前項の許可条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	現状変更行為の許可
例規名 根拠条項	与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例 第6条第1項
例規番号	平成18年 条例第114号
<p>【根拠条文】</p> <p>(現状変更行為の規制)</p> <p>第6条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却</p> <p>(2) 建築物等の修繕、模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの</p> <p>(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更</p> <p>(4) 木竹の伐採</p> <p>(5) 土石類の採取</p> <p>(6) 水面の埋立て</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。</p> <p>(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却</p> <p>ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却</p> <p>(3) 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>ア 間伐、枝打ち、製枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採</p> <p>イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採</p> <p>エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採</p> <p>オ 仮植した木竹の伐採</p> <p>(4) その他次に掲げる行為</p> <p>ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>イ 京都府公安委員会が行う道路標識等の設置及び管理に係る行為</p> <p>ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(ア) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却(仮設の工作物は除く。)</p> <p>(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置</p> <p>(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾</p> <p>(エ) 森林の拓伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)</p> <p>(オ) 水面の埋立て</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。</p>	

【基準】

根拠条文及び第7条の規定による。

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物の移転については、移転後の当該建築物等の移転及び移転後の状態が、当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第3号の建築物等の除却については、除却等の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が、当該伝統的建造物群の保存又は当該風致地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	内容の変更承認		
例規名 根拠条項	与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則 第9条		
例規番号	平成18年 教育委員会規則第47号		
<p>【根拠条文】 (内容の変更) 第9条 条例第8条の規定により協議を行った国の機関等で前条の規定により通知した者が、その提出した内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	利用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立農村文化保存伝習センター条例 第3条		
例規番号	平成18年 条例第115号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 与謝野町立農村文化保存伝習センター(以下「伝習センター」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>【基準】 第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、伝習センターの利用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営利目的として利用すると認められるとき。 (2) 公の秩序及び善良な風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。 (3) 建物及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障があるとき。 (5) その他教育委員会が不相当と認めたとき。 <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立農村文化保存伝習センター条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第115号		
<p>【根拠条文】 (使用料等の減免) 第7条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立農村文化保存伝習センター条例施行規則第7条の規定による。 (使用料等の減免) 第7条 条例第7条の規定による使用料及び入館料(以下「使用料等」という。)を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) 町内の小学校、中学校及び幼稚園の教育活動又は保育所(園)による保育活動のため入館又は利用するとき 全額 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額 (3) その他町長が特別の事由があると認めるとき その都度町長が定める額 2 前項の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ、農村文化保存伝習センター入館料・使用料減免除申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立農村文化保存伝習センター条例 第8条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第115号		
<p>【根拠条文】 (使用料等の不還付) 第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立古墳公園条例 第5条(第12条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第116号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 いろいろの館及び古代住居を利用しようとする者は、あらかじめ与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入園入館料等の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立古墳公園条例 第9条		
例規番号	平成18年 条例第116号		
<p>【根拠条文】 (入園入館料等の減免) 第9条 町長が特に必要があると認めたものについては、第4条の入園入館料及び第6条の使用料 (以下これらを「入園入館料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町立古墳公園条例施行規則第7条の規定による。 (入園入館料等の減免) 第7条 条例第9条の規定により、入園入館料及び使用料を減免できる場合及び減免額は、次の とおりとする。 (1) 町内の小学校、中学校及び幼稚園の教育活動又は保育所(園)による保育活動のため入館する とき 全額 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者 が入館するとき 2分の1に相当する額 (3) その他町長が特別の事由があると認めるとき その都度町長が定める額 2 前項の規定により、入園入館の減免を受けようとする者は、あらかじめ施設入園入館料・使 用料減免除申請書を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入園入館料等の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立古墳公園条例 第10条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第116号		
<p>【根拠条文】 (入園入館料等の不還付) 第10条 既納の入園入館料等は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	旧尾藤家住宅条例 第5条(第12条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第117号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 住宅の奥座敷2階及び新座敷を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 旧尾藤家住宅条例施行規則第5条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の不許可) 第5条 ちりめん街道にふさわしい土産物等以外の営利行為が行われるおそれがあるときは、条例第5条の規定による利用を許可しない。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入館料等の減免		
例規名 根拠条項	旧尾藤家住宅条例 第9条		
例規番号	平成18年 条例第117号		
<p>【根拠条文】 (入館料等の減免) 第9条 町長が特に必要があると認めたものについては、第4条の入館料及び第6条の使用料(以下これらを「入館料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 旧尾藤家住宅条例施行規則第6条の規定による。 (入館料等の減免) 第6条 条例第9条の規定により、入館料及び使用料(以下「入館料等」という。)を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) 町内の小学校、中学校及び幼稚園の教育活動又は保育所(園)による保育活動のため入館するとき 全額 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額 (3) その他町長が特別の事由があると認めるとき その都度町長が定める額 2 前項の規定により、入館料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ住宅入館料・使用料減免除申請書を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 139

担当部署: 教育委員会 教育推進課 文化財保護係

処分の概要	入館料等の還付承認		
例規名 根拠条項	旧尾藤家住宅条例 第10条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第117号		
<p>【根拠条文】 (入館料等の不還付) 第10条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 福祉課 社会福祉係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立加悦社会福祉センター条例 第3条第1項		
例規番号	平成18年 条例第119号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 与謝野町立加悦社会福祉センター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、センターの管理上必要がある場合は、前項の許可に条件を付すること、又は承認しないことができる。</p> <p>3 福祉団体等で町長が適当と認めるものは、センター内の一部を継続的に利用させることができる。</p> <p>4 前項に定める継続的に利用させることができる期間は、1年間とする。ただし、更新することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 福祉課 社会福祉係

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立加悦社会福祉センター条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年 条例第119号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第5条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 福祉課 社会福祉係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立加悦社会福祉センター条例 第6条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第119号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 福祉課 社会福祉係

処分の概要	継続的利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立加悦社会福祉センター条例施行規則 第7条第1項		
例規番号	平成18年 規則第48号		
<p>【根拠条文】 (継続的利用) 第7条 条例第3条第3項の規定により継続的に利用しようとする団体は、社会福祉センター継続利用許可申請書(様式第2号)により届け出て町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による利用者は、町長と、別に定める利用契約書を取り交すものとし、この場合にあつては、前条の規定にかかわらず、運営に必要な経費の一部を負担するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	甲決裁となることが考えられるため。		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 福祉課 社会福祉係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	岩滝ふれあいセンター条例 第4条		
例規番号	平成18年 条例第120号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 センターを利用しようとする者は、町長に申請して、その許可を受けなければならない。 2 町長は、利用を不相当と認めるときは、その利用を許可しない。</p> <p>【基準】 岩滝ふれあいセンター条例施行規則第5条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の不許可) 第5条 条例第4条第2項の利用の不許可をする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 営利を目的として利用すると認められるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 建物又は附属設備等をき損するおそれがあると認められるとき。 (4) 管理上支障があると認められるとき。 (5) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

担当部署: 福祉課 社会福祉係

処分の概要	入浴料の減免		
例規名 根拠条項	岩滝ふれあいセンター条例 第6条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第120号		
<p>【根拠条文】 (入浴料) 第6条 センターの浴場を利用するものは、入浴料として1人1回200円を納付しなければならない。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	利用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立算所会館条例 第4条		
例規番号	平成18年 条例第121号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>【基準】 第5条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とすると認められるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) その他町長が不相当と認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立算所会館条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第121号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町立算所会館条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第121号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町男山地区共同集会所条例施行規則 第4条第1項		
例規番号	平成18年 規則第143号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 会館を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ利用許可申請書(別記様式)を提出し、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 申請者は、町内に住所を有する者又は町内の企業等に勤務する者とする。</p> <p>3 町長は、次の各号に該当するときは許可しない。</p> <p>(1) 公益及び良俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とする行事等</p> <p>(3) 施設、設備等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>4 町長は、第1項に規定する利用の許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町幾地コミュニティ広場条例 第5条(第9条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第123号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 広場のうち、次に掲げる施設又はその附属設備を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 芝生広場及び運動広場。ただし、独占的に占有して利用する場合に限る。 (2) 集会所(研修室、ホール及び調理室) (3) 前2号に係る附属設備</p> <p>【基準】 根拠条文、第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第6条 町長は、次に掲げる場合は利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は公益を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備、備品等をき損するおそれがあるとき。 (3) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 総務課 行政係

処分の概要	行為の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町幾地コミュニティ広場条例施行規則 第8条ただし書		
例規番号	平成18年 規則第52号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第8条 広場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に町長の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 宣伝、物品の販売その他これらに準ずる行為をすること。 (2) 犬、ねこ等のペット類を持ち込むこと。 (3) その他町長が広場の管理上必要と認めて禁止する行為</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	保育所入所の承諾		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町立保育所条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年 条例第125号		
【根拠条文】			
(委託手続)			
第5条 保育所に児童を委託しようとする者は、所定の手続によって町長の承諾を受けなければならない。			
【基準】			
第7条及び与謝野町立保育所保育の実施に関する条例第2条の規定による。			
(委託の拒否)			
第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その委託を拒否することができる。			
(1) 設備その他の事情により受託能力がないとき。			
(2) 疾病その他の事由により他の児童に影響を及ぼすおそれのあるとき。			
(3) その他受託を不相当と認めるとき。			
(保育の実施)			
第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。			
(1) 居宅外で労働することを常態としていること。			
(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。			
(3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。			
(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。			
(5) 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。			
(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。			
(7) 町長が認める前各号に類する状態にあること。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町立保育所条例 第6条第1項ただし書		
例規番号	平成18年 条例第125号		
<p>【根拠条文】 (保育料) 第6条 保育所に入所した児童の保護者は、法第51条第4号に規定する費用の範囲内で町長の認定した保育料を負担しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、これを減免することができる。</p> <p>2 前項の徴収額及び徴収方法は、別に定める。</p> <p>【基準】 与謝野町立保育所保育料徴収規則第3条の規定による。</p> (減免) 第3条 児童又は保護者若しくは同居の親族が疾病にかかり、又は災害を受け、又はその他の事情により、前条に規定する保育料負担額の納付が困難であると認めた場合は、これを減免することができる。 <p>2 前項の規定による保育料負担額の減免を受けようとする者は、保育所保育料減免申請書(別記様式)に事由を明記して町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	学童保育の利用の決定及び延長保育の利用の決定		
例規名 根拠条項	与謝野町学童保育所条例施行規則 第4条		
例規番号	平成18年 規則第59号		
<p>【根拠条文】 (利用申請等)</p> <p>第4条 学童保育を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ別に定める利用申請書(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、利用の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。</p> <p>3 条例第3条の規定により保育時間を伸長して行う保育(以下「延長保育」という。)を利用しようとする者の利用申請等については、第1項及び第2項の申請書を延長保育利用申請書に読み替えて適用するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (利用対象者)</p> <p>第3条 学童保育を利用することができる者は、小学校に就学するおおむね10歳未満の児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 保護者又は保護者に代わるべき者(以下「保護者等」という。)が就労等により常時留守になる世帯</p> <p>(2) 保護者等の疾病又は心身に障害があり学童の保育ができない世帯</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、明らかにその学童の保育ができないと認められる世帯</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町学童保育所条例施行規則 第7条第1項		
例規番号	平成18年 規則第59号		
<p>【根拠条文】 (保育料の減免) 第7条 町長は、児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合、保育料を減免することができる。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯 (2) 災害その他特別の事業がある世帯で、町長が特に必要と認める世帯 2 保育料の減免を受けようとする保護者等は、保育料減免申請書を町長に提出しなければならない。 3 町長は、前項に規定する減免の申請を受けた場合は、その内容を審査し、減免の適否を決定するとともに、保護者等に通知するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町児童館条例施行規則 第2条		
例規番号	平成18年 規則第60号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第2条 与謝野町児童館(以下「児童館」という。)を利用するものは、児童館利用申請書(別記様式)により利用する前日までに利用する目的、日時、備品等を記載した利用願を町長に提出して許可を受けなければならない。ただし、児童生徒が利用するときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 第3条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の禁止) 第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用を許可しない。 (1) 児童生徒の利用上必要があるとき。 (2) 公安又は良俗を害すると認められるとき。 (3) 営利を目的とする私的な事業と認められるとき。 (4) 公益に反し、又は公共施設としての目的に反すると認められるとき。 (5) 建物又は設備をき損するおそれのあるとき。 (6) 管理上その他利用を不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 商工観光課 労働雇用対策係

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	岩滝母と子どものセンター条例 第4条(第6条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年 条例第129号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第5条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の不許可) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 建物及び附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他町長が利用を不相当と認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	受給者証の交付		
例規名 根拠条項	与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成19年 条例第25号		
<p>【根拠条文】 (受給者証) 第5条 町長は、規則で定めるところにより、対象者からの申請に基づき、子育て支援医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 対象者は、保険医療機関等において医療を受ける際に、医療保険各法に定める保険証とともに受給者証を提示しなければならない。</p> <p>【基準】 第3条の規定による。 (対象者) 第3条 この条例の規定による子育て支援医療費の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、町の区域内に住所を有し、規則で定める医療保険各法による被保険者又は被扶養者である子どもの保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条の規定により扶助を受けている世帯に属する場合</p> <p>(2) 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例(平成18年与謝野町条例第133号)第7条の福祉医療費受給者証を交付されている母子家庭及び父子家庭の子どもである場合</p> <p>(3) 与謝野町福祉医療費の支給に関する条例第7条の福祉医療費受給者証を交付されている心身障害児である場合</p> <p>(4) 当該疾病及び負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担により医療費の支給を受けている子どもである場合</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	子育て支援医療費の支給の決定		
例規名 根拠条項	与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成19年 規則第16号		
<p>【根拠条文】 (子育て支援医療費の支給) 第9条 町長は、前条の規定により支給申請書の提出があったときは、内容を審査の上、支給額を決定し、子育て支援医療費支給決定通知書(様式第5号)により、当該対象者に対して通知するものとする。</p> <p>【基準】 与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例第4条の規定による。 (支給の範囲等) 第4条 支給する子育て支援医療費は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療の給付を受けた場合に対象者が負担すべき額から規則で定める額(付加給付その他医療に関する法令等の規定により給付がある場合においては、当該給付の額を含む。)を控除した額とする。</p> <p>2 町長は、子どもが保険医療機関等で医療を受けた場合には、前項の規定により対象者に支給すべき子育て支援医療費の限度において、当該対象者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があったときは、子育て支援医療費の支給があったものとみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	福祉医療費の支給		
例規名 根拠条項	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年 条例第133号		
<p>【根拠条文】 (給付の方法)</p> <p>第4条 町長は、受給者の請求に基づき、規則で定めるところにより前条に定める額を支給する。</p> <p>2 町長は、京都府の区域内にある健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関又は保険薬局その他厚生労働大臣の定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で受給者が受診した場合、その費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>【基準】 第3条の規定による。 (給付の範囲)</p> <p>第3条 受給者が、疾病又は負傷により福祉医療費の給付を受けることができる範囲は、国民健康保険法又は医療保険各法の規定により医療の給付を受けた場合に被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき額以内とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該疾病又は負傷について付加給付又はこれに類する給付若しくは法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、前項に規定する額から当該給付額を控除した額とする。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	受給者証の交付
例規名 根拠条項	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例 第7条
例規番号	平成18年 条例第133号
<p>【根拠条文】 (受給者証の交付)</p> <p>第7条 町長は、前条の規定による申請があり、受給者と認めたときは、当該申請者に対し福祉医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。</p> <p>【基準】 第2条の規定による。 (対象者)</p> <p>第2条 重度心身障害者並びに一人親家庭の児童及びその親の医療費(以下「福祉医療費」という。)の給付対象者(以下「受給者」という。)は、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める医療保険各法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者は、この限りでない。</p> <p>(1) 重度心身障害者であつて、かつ、年齢が65歳未満のもの及び65歳以上の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定による医療を受けるに至るまでのもので、次のいずれかに該当する者。ただし、前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和50年京都府告示第294号。以下「府要綱」という。)第2条第1号に規定する基準額を超える者を除く。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当する者</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者</p> <p>ウ 3歳児検診等受診以前の者で、ア又はイに掲げる者に準じ、特に町長が必要と認めたもの</p> <p>(2) 前年の所得が府要綱第2条第2号に規定する基準額を超えない者で、一人親家庭の親(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに限る。以下単に「親」という。)が扶養する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその親</p> <p>(3) 前号の規定に該当する児童が引き続いて高等学校、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学(中途退学をした場合は、退学をした日の属する月の末日までとする。)する場合にあつては、満20歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。</p> <p>(4) 前2号に掲げる親に現に扶養されている児童及びこれに準ずる児童で特に町長が必要と認めた者</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	受給者証の更新		
例規名 根拠条項	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例施行規則 第5条第1項		
例規番号	平成18年 規則第65号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の更新申請等)</p> <p>第5条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年7月1日から同月31日までの間に、第3条に規定するところにより町長に受給者証の更新を申請しなければならない。ただし、町長において公簿等により引き続き受給資格があると確認できる場合は、この限りではない。</p> <p>2 受給者は、受給者証の有効期間が満了した場合には、当該受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	与謝野町福祉医療費の支給に関する条例施行規則 第6条		
例規番号	平成18年 規則第65号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付申請) 第6条 受給者証の交付を受けている者が、受給者証を損傷又は紛失したときは、福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 福祉課 児童福祉係

処分の概要	身元保証証明書の交付		
例規名 根拠条項	与謝野町母子家庭児童等身元保証条例 第3条		
例規番号	平成18年 条例第134号		
<p>【根拠条文】 (身元保証証明書の交付) 第3条 町長は、前条第3項の規定により身元保証することを決定したときは、民生(児童)委員理事及び推薦者を経て、申請者に通知するとともに、当該母子家庭児童等に対し身元保証証明書を交付する。</p> <p>【基準】 第2j条の規定による。 (身元保証の申請、調査及び決定) 第2条 母子家庭児童等が前条の規定による身元保証を受けようとするときは、児童福祉施設の長、学校長又は母子福祉協助手(以下「推薦者」という。)の推薦を付し、民生(児童)委員理事を経て町長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 民生(児童)委員理事は、前項の申請書を受理したときは、実態を調査し、意見を付するものとする。</p> <p>3 町長は、民生(児童)委員理事の意見に基づき、身元保証の可否を決定する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	徴収猶予の決定		
例規名 根拠条項	老人福祉法に基づく老人ホーム等入所措置費負担金徴収規則 第5条		
例規番号	平成18年 規則第68号		
<p>【根拠条文】 (徴収の猶予) 第5条 納入義務者は、災害、病気その他やむを得ない理由により、納入期限までに当該負担金を納入することが困難なため、徴収の猶予を希望するときは、老人ホーム等措置費負担金徴収猶予申請書(様式第7号)に猶予の理由を証する書類を添えて町長に申請するものとする。</p> <p>2 前項の規定により申請を受けた町長は、記載事項を審査し、相当と認めたときは徴収猶予期間(1年間を限度とする。ただし、更新を妨げない。)を決定し、その旨を老人ホーム等措置費負担金徴収猶予決定通知書(様式第8号)により、不相当と認めたときは老人ホーム等措置費負担金徴収猶予不承認通知書(様式第9号)により、それぞれ当該納入義務者に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	野田川老人憩の家条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第135号		
<p>【根拠条文】 (利用の承認) 第5条 憩の家を利用しようとする者は、町長が別に定める手続によりその承認を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第3条、野田川老人憩の家条例施行規則第2条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用者) 第3条 野田川老人憩の家(以下「憩の家」という。)の利用者は、原則として60歳以上の者とする。</p> <p>(利用承認等) 第2条 野田川老人憩の家(以下「憩の家」という。)を利用しようとする者は、利用しようとする日の7日前までに老人憩の家利用申請書(別記様式)を町長に提出し、利用の許可を受けなければならない。ただし、60歳以上の老人又はこれらの老人を会員とする老人クラブ(以下「老人クラブ等」という。)が憩の家の設置目的に従って利用する場合は、この限りでない。 2 町長は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。 (1) 構造物、附属設備及び備品を損傷するおそれのあるとき。 (2) 公序良俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) その他憩の家の管理上その利用が不相当と認められるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 190

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	野田川老人憩の家条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第135号		
<p>【根拠条文】 (使用料の免除) 第7条 町長は、前項ただし書の使用料を規則で定めるところにより免除することができる。</p> <p>【基準】 野田川老人憩の家条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の免除) 第8条 条例第7条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。 (1) 公用又は公益事業のため利用するとき。 (2) 町又は字を単位とする公の団体又は文化団体等が直接その事業のため利用するとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町介護予防等拠点施設条例施行規則 第4条第1項		
例規番号	平成18年 規則第142号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 会館を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ利用許可申請書(別記様式)を提出し町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 申請者は町内に住所を有する者又は町内の企業等に勤務する者とする。</p> <p>3 町長は、次の各号に該当するときは許可しない。</p> <p>(1) 公益及び良俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とする行事等</p> <p>(3) 施設、設備等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>4 町長は、第1項による利用の許可の際、管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	一部負担金の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町老人医療費の支給に関する条例施行規則 第3条第1項		
例規番号	平成18年 規則第71号		
<p>【根拠条文】 (一部負担金の減免) 第3条 町長は、条例第2条に規定する者で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条の規定を適用した場合に、一部負担金の減免を受けることができる者に相当するものについては、当該減免されることとなる一部負担金に相当する額についても老人医療費として支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定する老人医療費の支給を受けようとする者は、老人医療の一部負担金減免申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。この場合において、町長は、必要に応じ申請者に対して災害等の状況を明らかにすることができる書類の提出を求めることができるものとする。</p> <p>3 町長は、申請の内容について審査した結果、老人医療費の支給を受けることができる者であることを確認したときは、支給額の範囲又は支給期間を決定し、老人医療の一部負担金減免証明書(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 197

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	受給者証の交付
例規名 根拠条項	与謝野町老人医療費の支給に関する条例施行規則 第7条
例規番号	平成18年 規則第71号
<p>【根拠条文】 (受給者証の交付) 第7条 町長は、前2条に規定する申請書に基づいて老人医療費の支給を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に老人医療費受給者証(様式第5号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。</p> <p>【基準】 第5条、第6条及び与謝野町老人医療費の支給に関する条例第2条の規定による。 (受給者証の交付申請) 第5条 老人医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ老人医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に前年の所得証明書(1月から6月までの間に行う申請については、前々年の所得証明書)及び委任状(様式第4号。社会保険の被保険者の被扶養者で家族療養費付加給付金制度があるものに限る。)を添えて町長に申請しなければならない。 (受給者証の更新申請等) 第6条 老人医療費受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年7月1日から同月31日までの間に、前条に規定するところにより町長に受給者証の更新を申請しなければならない。ただし、町長において公簿等により引き続き受給資格があると確認できる場合は、この限りでない。 2 受給者は、受給者証の有効期間が満了した場合には、当該受給者証を直ちに町長に返還しなければならない。</p> <p>(老人医療費の支給) 第2条 町の区域内に居住地を有する65歳以上70歳未満の者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)による医療を受けることができる者を除く。)で次の各号のいずれかに該当する者の疾病又は負傷について健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、被保険者、組合員又は被扶養者が負担すべき額から、その者について高齢者医療確保法第67条、第84条及び第85条の規定を適用した場合に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について付加給付又は付加給付に類する給付その他法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者 (2) 寝たきりの者 (3) 単身者 (4) 老人世帯に属する者 (5) 所得税を課せられていない世帯に属する者 	

「老人医療所得調査基準(京都府資料)」による。

標準処理期間	30日
--------	-----

備考	
----	--

設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------

ID: 198

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町老人医療費の支給に関する条例施行規則 第8条第1項		
例 規 番 号	平成18年 規則第71号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付申請) 第8条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは速やかに老人医療費受給者証再交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。</p> <p>3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	老人医療費の支給の決定
例規名 根拠条項	与謝野町老人医療費の支給に関する条例施行規則 第11条
例規番号	平成18年 規則第71号

【根拠条文】

(老人医療費の支給)

第11条 町長は、前条の規定により支給申請書の提出があったときは、内容を審査の上、支給の必要があると認めたときは、支給額を決定し老人医療費支給決定通知書(様式第8号)により、当該対象者に対して通知するものとする。

【基準】

与謝野町老人医療費の支給に関する条例第2条、第4条、第5条の規定による。

(老人医療費の支給)

第2条 町の区域内に居住地を有する65歳以上70歳未満の者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)による医療を受けることができる者を除く。)で次の各号のいずれかに該当する者の疾病又は負傷について健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、被保険者、組合員又は被扶養者が負担すべき額から、その者について高齢者医療確保法第67条、第84条及び第85条の規定を適用した場合に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について付加給付又は付加給付に類する給付その他法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

- (1) 障害者
- (2) 寝たきりの者
- (3) 単身者
- (4) 老人世帯に属する者
- (5) 所得税を課せられていない世帯に属する者

(支給の制限)

第4条 老人医療費は、第2条に規定する者のうち、同条第1号から第4号までの各号のいずれかに該当する者及びその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)若しくはその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得(1月から6月までの間に受けた医療に係る老人医療費については前々年の所得とする。)が、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第5条の4第2項に規定する額を超えるときは支給しない。

(現物給付)

第5条 第2条に規定する者が、規則で定める手続に従い、京都府の区域内にある健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第36条第3項に規定する保険医療機関又は保険薬局その他厚生労働大臣の定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、町長は、老人医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払

うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。 2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、老人医療費の支給があったものとみなす。			
標準処理期間		60日	
備考			
(備考欄)			
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 200

担当部署: 福祉課 障害者福祉係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町障害者グループホーム・ケアホーム及び与謝野町障害者就労継続支援施設条例施行規則 第3条		
例規番号	平成19年 規則第21号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第3条 指定管理者は、障害者グループホーム等の管理又は運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	与謝野町国民健康保険条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年 条例第140号		
<p>【根拠条文】 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によってこれに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町国民健康保険条例施行規則第12条の規定による。 (出産育児一時金の支給) 第12条 条例第5条ただし書に規定する規則で定める額は、3万円とする。</p> <p>2 世帯主は、被保険者が出産した場合において、条例第5条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとするときは、様式第16号を提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	与謝野町国民健康保険条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年 条例第140号		
<p>【根拠条文】 (葬祭費)</p> <p>第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	精神・結核医療付加金の支給		
例規名 根拠条項	与謝野町国民健康保険条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年 条例第140号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(精神・結核医療付加金)</p> <p>第7条 被保険者が次の各号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要した費用について、精神・結核医療付加金を支給する。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条に規定する指定自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号で定める精神障害の医療</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第37条の2第1項に規定する医療</p> <p>2 精神・結核医療付加金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について、法の規定により受けることができる給付により負担される額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により負担される額及び感染症予防法の規定により負担される額並びにその他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。</p> <p>3 被保険者が第1項各号に掲げる医療を受けたときは、その世帯主が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関又は感染症予防法第37条の2第1項に規定する結核指定医療機関に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療付加金として世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該指定自立支援医療機関又は結核指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し精神・結核医療付加金の支給があったものとみなす。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	与謝野町介護保険条例 第14条第1項		
例規番号	平成18年 条例第142号		
<p>【根拠条文】 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第14条 町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町介護保険条例 第15条第1項		
例規番号	平成18年 条例第142号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第15条 保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、その程度が甚大であり、町長が特に必要があると認めたときは、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の主たる生計維持者の氏名及び住所</p> <p>(2) 納期限及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	基準該当訪問介護事業者に係る登録		
例規名 根拠条項	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第4条		
例規番号	平成25年 規則第12号		
【根拠条文】			
(基準該当訪問介護事業者に係る登録の申請)			
第4条 第2条の規定に基づき訪問介護又は介護予防訪問介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。			
(1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地			
(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所			
(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日			
(4) 事業所の平面図			
(5) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、経歴及び住所			
(6) 運営規程			
(7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
(8) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態			
(9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況			
(10) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し必要と認める事項			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	基準該当訪問入浴介護事業者に係る登録		
例規名 根拠条項	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第5条		
例規番号	平成25年 規則第12号		
【根拠条文】			
(基準該当訪問入浴介護事業者に係る登録の申請)			
第5条 第2条の規定に基づき訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。			
(1) 事業所の名称及び所在地			
(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所			
(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日			
(4) 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要			
(5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、経歴及び住所			
(6) 運営規程			
(7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
(8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態			
(9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況			
(10) 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容			
(11) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し必要と認める事項			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	基準該当通所介護事業者に係る登録		
例規名 根拠条項	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第6条		
例規番号	平成25年 規則第12号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(基準該当通所介護事業者に係る登録の申請)</p> <p>第6条 第2条の規定に基づき通所介護又は介護予防通所介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の名称及び所在地</p> <p>(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日</p> <p>(4) 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設も含む。)の平面図及び設備の概要</p> <p>(5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、経歴及び住所</p> <p>(6) 運用規程</p> <p>(7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>(8) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>(9) 当該申請に係る事業に係る資産の状況</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し必要と認める事項</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	基準該当短期入所生活介護に係る登録		
例規名 根拠条項	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第7条		
例規番号	平成25年 規則第12号		
【根拠条文】			
(基準該当短期入所生活介護に係る登録の申請)			
第7条 第2条の規定に基づき短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。			
(1) 事業所の名称及び所在地			
(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所			
(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日			
(4) 当該申請に係る事業を行う事業所が併設される指定通所介護事業所等			
(5) 建物の構造概要及び平面図(指定通所介護事業所等の平面図を含む。)並びに設備の概要			
(6) 当該申請に係る事業の開始時の利用者数の推定数			
(7) 事業所の管理者の氏名、生年月日、経歴及び住所			
(8) 運営規程			
(9) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
(10) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態			
(11) 当該申請に係る事業に係る資産の状況			
(12) 指定通所介護事業所等との連携体制及び支援の体制の概要			
(13) 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該医療機関との契約の内容			
(14) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し必要と認める事項			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	基準該当福祉用具貸与事業者に係る登録		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第8条		
例 規 番 号	平成25年 規則第12号		
【根拠条文】			
(基準該当福祉用具貸与事業者に係る登録の申請)			
第8条 第2条の規定に基づき福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る基準該当居宅サービス等事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。			
(1) 事業所の名称及び所在地			
(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所			
(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日			
(4) 事業所の平面図及び設備の概要			
(5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、経歴及び住所			
(6) 法第8条第12項又は法第8条の2第12項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)			
(7) 運営規程			
(8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
(9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態			
(10) 当該申請に係る資産の状況			
(11) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し必要と認める事項			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 福祉課 介護高齢係

処分の概要	基準該当居宅介護支援事業者に係る登録		
例規名 根拠条項	与謝野町基準該当居宅サービス等事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第9条		
例規番号	平成25年 規則第12号		
【根拠条文】			
(基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請)			
第9条 第3条の規定に基づき基準該当居宅介護支援事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。			
(1) 事業所の名称及び所在地			
(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所			
(3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日			
(4) 事業所の平面図			
(5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、経歴及び住所			
(6) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の予定数			
(7) 運営規程			
(8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要			
(9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態			
(10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況			
(11) 他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容			
(12) 前各号に掲げるもののほか、登録に関し必要と認める事項			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 保健課 国保・医療係

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町後期高齢者医療条例 第6条第3項		
例規番号	平成20年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第6条 保険料の納付義務者は、納期限(納期の末日をいう。以下同じ。)後に当該納期に係る保険料を納付するときは、当該納付金額に、与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例(平成18年与謝野町条例第61号)の例により計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 町長は、保険料の納付義務者の申請がある場合で、納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223-01

担当部署: 保健課 保健係

処分の概要	利用の許可
例規名 根拠条項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例 第3条第1項
例規番号	平成18年 条例第143号
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 センターは、第1条の設置目的達成のために利用するものとし、与謝野町立農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、改善センターの管理上必要がある場合は、前項の許可に条件を付すること、又は承認しないことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条、保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例施行規則第3条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用の制限) 第4条 加悦保健センター及び岩滝保健センター(以下「保健センター」という。)は、町長が特に認めた場合のほかは利用してはならない。</p> <p>(利用許可の申請) 第3条 条例第3条の規定により与謝野町立農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)の利用の許可を受けようとする者は、保健センター・農村環境改善センター利用許可申請書(別記様式)を提出しなければならない。ただし、事前に電話等による申込みにより申請に代えることができる。この場合は、後日に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町外の者又は団体</p> <p>(2) 公益又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること。</p> <p>(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すると認めるとき。</p> <p>(5) 酒宴を伴う集会等</p> <p>(6) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	

標準処理期間	1日		
備考	【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係 【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223-02

担当部署: 加悦地域振興課 行政係

処分の概要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例 第3条第1項
例 規 番 号	平成18年 条例第143号
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 センターは、第1条の設置目的達成のために利用するものとし、与謝野町立農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、改善センターの管理上必要がある場合は、前項の許可に条件を付すること、又は承認しないことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条、保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例施行規則第3条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用の制限) 第4条 加悦保健センター及び岩滝保健センター(以下「保健センター」という。)は、町長が特に認めた場合のほかは利用してはならない。</p> <p>(利用許可の申請) 第3条 条例第3条の規定により与謝野町立農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)の利用の許可を受けようとする者は、保健センター・農村環境改善センター利用許可申請書(別記様式)を提出しなければならない。ただし、事前に電話等による申込みにより申請に代えることができる。この場合は、後日に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町外の者又は団体</p> <p>(2) 公益又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること。</p> <p>(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すると認めるとき。</p> <p>(5) 酒宴を伴う集会等</p> <p>(6) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>	

標準処理期間	7日		
備考	【共通担当部署】保健課 保健係 【共通担当部署】保健課 保健係		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225-01

担当部署: 保健課 保健係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第143号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、次に定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 使用料を免除する機関又は団体 ア 町及び町の所管に属する機関 イ 府及び府の所管に属する機関 ウ 町が所属し、又は構成員となっている機関及び団体 エ 町及び町の所管に属する機関が共催する行事等を主管する団体 オ 町長が認めた次の団体 (ア) 老人クラブ連合会 (イ) 心身障害者福祉会 (ウ) 母子福祉会</p> <p>(2) 使用料の一部を免除(半額)する団体 ア 食生活改善グループ イ 農事組合 ウ 農事研究グループ エ 生活改善グループ オ 文化協会 カ 婦人会 キ 青年団体 ク 社会福祉協議会</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	<p>【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係</p> <p>【共通担当部署】加悦地域振興課 行政係</p>		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225-02

担当部署: 加悦地域振興課 行政係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	保健センター・与謝野町立農村環境改善センター条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第143号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、次に定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 使用料を免除する機関又は団体</p> <p>ア 町及び町の所管に属する機関 イ 府及び府の所管に属する機関 ウ 町が所属し、又は構成員となっている機関及び団体 エ 町及び町の所管に属する機関が共催する行事等を主管する団体 オ 町長が認めた次の団体</p> <p>(ア) 老人クラブ連合会 (イ) 心身障害者福祉会 (ウ) 母子福祉会</p> <p>(2) 使用料の一部を免除（半額）する団体</p> <p>ア 食生活改善グループ イ 農事組合 ウ 農事研究グループ エ 生活改善グループ オ 文化協会 カ 婦人会 キ 青年団体 ク 社会福祉協議会</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考	<p>【共通担当部署】保健課 保健係</p> <p>【共通担当部署】保健課 保健係</p>		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第20条		
例規番号	平成18年 条例第144号		
<p>【根拠条文】 (手数料の減免) 第20条 町長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第11条第3項		
例規番号	平成18年 規則第84号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(許可証)</p> <p>第11条 条例第21条第1項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業にあつては一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第10号)、一般廃棄物処分業にあつては一般廃棄物処分業許可証(様式第11号)、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業許可証(様式第12号)とする。</p> <p>2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>3 許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、当該各号に定めるところにより、直ちに届け出なければならない。</p> <p>(1) 許可証を紛失し、又は損傷したとき 許可証再交付申請書(様式第13号)に条例第21条第1項第8号に規定する手数料を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(2) 許可証の記載事項に変更を生じたとき 一般廃棄物収集運搬業等変更届出書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を返還しなければならない。</p> <p>(1) 許可証の有効期限が満了したとき。</p> <p>(2) 許可を取り消されたとき、又は業務の全部を停止されたとき。</p> <p>(3) 一般廃棄物処理業等の全部又は一部を休止又は廃止したとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 232

担当部署: 住民環境課 環境係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町立加悦奥グラウンドゴルフ場条例施行規則 第4条第1項		
例規番号	平成18年 規則第139号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 ゴルフ場を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ利用許可申請書(別記様式)を提出し、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 申請者は、町内に住所を有する者又は町内の企業等に勤務する者とする。</p> <p>3 町長は、次の各号に該当するときは許可しない。</p> <p>(1) 公益及び良俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とする行事等</p> <p>(3) 施設、設備等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>4 町長は、第1項に規定する利用の許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	管理は、許可も含め、加悦奥区に委託。申込書の提出は求めている実態がある。		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町火葬場条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年 条例第148号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 火葬場を利用しようとする者は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 死体の埋火葬をするとき 死体埋火葬許可証交付申請書(様式第1号)</p> <p>(2) 死胎の埋火葬をするとき 死胎埋火葬許可証交付申請書(様式第2号)</p> <p>2 町長は、前項の申請を許可したときは、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に掲げる書類を交付するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する場合 死体埋火葬許可証(様式第3号)</p> <p>(2) 前項第2号に該当する場合 死胎埋火葬許可証(様式第4号)</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び与謝野町火葬場条例施行規則第3条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 火葬場を利用者(以下「利用者」という。)は、町内に住所を有する者及び町長が認める町外に住所を有する者とし、町長は、利用の許可の際、管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>2 町長は、利用者が次の各号に該当するときは許可しない。</p> <p>(1) 公益及び良俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前項の許可の条件に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町火葬場条例 第6条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第148号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長において特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町火葬場条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第148号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長は、天災その他特別の理由があると認められるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町火葬場条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第7条の規定に基づく利用料の減額又は免除を受けようとする者は、火葬場利用料減免申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 前項の規定により利用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) 死亡者が老人福祉施設等への入所又は就学のために町外へ住所を異動しているとき。 (2) 死亡者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する扶助を受ける世帯に属するとき。 (3) 災害その他町長が特に必要と認めたとき。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町霊きゅう自動車使用条例 第2条		
例規番号	平成18年 条例第149号		
<p>【根拠条文】 (使用の申込み及び許可) 第2条 霊きゅう車を使用しようとする者は、あらかじめ火葬場霊きゅう自動車使用許可書(別記様式)により申し込み、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 住民環境課 住民係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町霊きゅう自動車使用条例 第4条		
例規番号	平成18年 条例第149号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第4条 公用又は次の各号のいずれかに該当するものは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者 (2) その他町長が特別の理由があると認めた者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	岩滝コミュニティーセンター条例 第3条		
例規番号	平成18年 条例第153号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 岩滝コミュニティーセンター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、町長に申請して、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、利用を不相当と認めるときは、利用を許可しないものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び岩滝コミュニティーセンター条例施行規則第5条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(利用の不許可) 第5条 条例第3条第2項に規定する利用を不相当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 営利を目的として利用すると認められるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 建物、附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (4) 管理上その他支障があると認められるとき。 (5) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	岩滝コミュニティーセンター条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第153号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 公共の用に供し、又は公益を目的とするものその他町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 岩滝コミュニティーセンター条例施行規則第7条の規定による。 (利用料の減免) 第7条 条例第6条の規定に基づく使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第3条第1項の申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、次に掲げる場合に、使用料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 町が主催する行事を行うとき。 (2) 町が公益上必要と認めたとき。 (3) その他町長が特に必要と認めたとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 249

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	岩滝コミュニティーセンター条例 第7条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第153号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 岩滝コミュニティーセンター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 公用及び管理上の都合により利用の承認を取り消したとき。 (2) 災害その他不可抗力の理由により利用できなくなったとき。 (3) 利用者が7日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	岩滝集落環境施設条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年 条例第154号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 集落環境施設を利用しようとする者は、町長に申請して、許可を受けなければならない。 2 町長は、利用を不相当と認めるときは、利用を許可しない。 3 町長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び岩滝集落環境施設条例施行規則第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の不許可) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 広場施設及び附帯施設をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利を目的とする私的な事業で、利用が不相当と認められるとき。 (4) 管理上支障があると認められるとき。 (5) その他町長が不相当と認められるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 252

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	岩滝集落環境施設条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第154号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	岩滝集落環境施設条例 第7条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第154号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他不可抗力の事由により利用許可を取り消したとき 全額 (2) 利用者が2日前までに取消し又は変更を願い出たとき 10分の5の額</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町石川農業構造改善センター条例 第5条(第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第155号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 センターを利用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 与謝野町石川農業構造改善センター条例施行規則第2条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の承認等) 第2条 与謝野町石川農業構造改善センター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、利用しようとする日の前日までに石川農業構造改善センター利用申請書(様式第1号)を町長(条例第7条第1項の規定に基づき、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、指定管理者とする。以下同じ。)に提出し、町長の承認を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しない。 (1) 施設、附属設備及び備品等を損傷するおそれのあるとき。 (2) 公序良俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) その他センター管理上その利用が不相当と認められるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 259

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町石川農業構造改善センター条例施行規則 第7条ただし書		
例規番号	平成18年 規則第89号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第7条 センター内外において、次の行為をしてはならない。ただし、事前に町長の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに準ずる行為をすること。 (2) その他町長がセンターの管理上必要と認めて禁止する行為</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	利用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町農村女性の家条例 第3条		
例規番号	平成18年 条例第156号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 与謝野町農村女性の家(以下「女性の家」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>【基準】 第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、女性の家の利用を許可しない。 (1) 公の秩序及び善良な風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障があるとき。 (4) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町農村女性の家条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第156号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 264

担当部署: 農業委員会 農業経営対策係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町農村女性の家条例 第8条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第156号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	利用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町食と健康の拠点施設条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第157号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 施設を利用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第6条 町長は、次に掲げる場合は、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は公益を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び付属設備、備品等をき損するおそれがあるとき。 (3) その他町長が不適當と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町食と健康の拠点施設条例施行規則 第7条ただし書		
例規番号	平成18年 規則第135号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第7条 利用者は、施設内外において、次の行為をしてはならない。ただし、事前に町長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに準ずる行為をすること。 (2) その他町長が施設の管理上必要と認めて禁止する行為</p> (特別の設備等の制限) 第8条 指定管理者は、施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を得なければならない。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町食と健康の拠点施設条例施行規則 第8条		
例 規 番 号	平成18年 規則第135号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第8条 指定管理者は、施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を得なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町地域農産物等活用型交流施設条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第136号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第3条 指定管理者は、施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	利用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町大豆・米乾燥調製施設条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第159号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 施設を利用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第6条 町長は、次に掲げる場合は、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は公益を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び付属設備、備品等をき損するおそれがあるとき。 (3) その他町長が不適當と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町大豆・米乾燥調製施設条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成18年 規則第152号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第6条 指定管理者は、施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町有機物供給施設条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第137号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第3条 指定管理者は、施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	異例の処置の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町農林業用施設管理条例 第5条第1項本文		
例規番号	平成18年 条例第161号		
<p>【根拠条文】 (異例の処置)</p> <p>第5条 管理者は、この条例に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。ただし、非常事態の発生により、緊急の措置を要するものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合は、事後速やかに町長に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	分担金の徴収猶予及び減免		
例規名 根拠条項	与謝野町土地改良事業等分担金徴収条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第165号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(分担金の徴収猶予又は減免)</p> <p>第6条 町長は、災害その他特別の事情により特に必要と認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>与謝野町土地改良事業等分担金徴収条例施行規則第9条の規定による。</p> <p>(分担金の徴収猶予又は減免)</p> <p>第9条 条例第6条に規定する特別の事情がある場合とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 受益範囲が小さく受益者の分担金の負担が困難と考えられる場合</p> <p>(2) 受益者が生活困窮等の理由により分担金の負担が困難と考えられる場合</p> <p>(3) その他特に町長が必要と認めた場合</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

担当部署: 農林課 農林土木係

処分の概要	分担金の徴収猶予等		
例規名 根拠条項	与謝野町府営土地改良事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第166号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収猶予等) 第5条 町長は、災害その他特別の事情があるときは、分担金(特別分担金を含む。)の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその全部若しくは一部を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 279

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	奨励事業所等の指定		
例規名 根拠条項	与謝野町企業誘致条例 第4条第2項		
例規番号	平成18年 条例第167号		
<p>【根拠条文】 (指定の申請等) 第4条 前条の規定に該当するものが指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請をしなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受理したときは、与謝野町企業誘致検討委員会(第13条第1項を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴いて、適当と認められる事業所等について指定する。</p> <p>3 町長は、前項の指定について必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p>			
<p>【基準】 第3条の規定による。 (奨励事業所等) 第3条 この条例による奨励措置の対象となる事業所等(以下「奨励事業所等」という。)は、公害の発生するおそれのないもの又は公害発生の未然防止に必要な措置が確実に講ぜられるもので、次の各号に該当する規模の确实な計画を有するもののうち、町長が指定したものをいう。</p> <p>(1) 事業所等の設置に要する固定資産の取得価格の合計額が3,000万円を超えるもの</p> <p>(2) 事業所等に雇用される常用従業員及び当該事業所等の下請事業所等との合計数が5人を超える見込みのあるもの</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 280

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	奨励金及び利子補助金の交付		
例規名 根拠条項	与謝野町企業誘致条例 第6条及び第7条		
例規番号	平成18年 条例第167号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(奨励金の交付)</p> <p>第6条 奨励金は、奨励事業所等の初めての固定資産税の対象年度を初年度として5年以内の間の当該事業所等に係る固定資産税に相当する額を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>(利子補助金の交付)</p> <p>第7条 利子補助金は、奨励事業所等の設置に必要な固定資産の取得に要した経費のうち、公的機関及び一般金融機関の貸付金で、特に町長が認めた5年以上の長期借入金に対し年利率1パーセント以内の額を限度(その額が年額100万円を超えるときは100万円とする。)とし、予算の範囲内で当該事業所等の操業開始の日から5年以内の間交付するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第5条の規定による。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定により奨励事業所等の指定を受けたものに対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。ただし、事業所等の内容により、その奨励措置を限定することができるものとする。</p> <p>(1) 奨励金の交付</p> <p>(2) 利子補助金の交付</p> <p>(3) 事業所等設置のための便宜供与</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 281

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	指定の承継の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町企業誘致条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年 条例第167号		
<p>【根拠条文】 (指定の承継)</p> <p>第9条 町長は、合併、譲渡その他の理由により奨励事業所等の指定を受けたものに変更が生じたときは、その承継人に奨励措置を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、承継人は、承継した日から20日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 283

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町キャンプ場条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年 条例第168号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 キャンプ場を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の利用の許可に当たり、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 第7条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用制限) 第7条 町長は、次に掲げる場合には、利用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	利用の承認等		
例規名 根拠条項	与謝野町織物技能訓練センター条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第169号		
<p>【根拠条文】 (利用承認等) 第5条 センターの施設又は附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ町長の承認(以下「利用の承認」という。)を受けなければならない。 2 町長は、利用を不相当と認めるときは、利用の承認をしないことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、与謝野町織物技能訓練センター条例施行規則第3条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用承認等) 第3条 センターを利用しようとするものは、事前に織物技能訓練センター利用申請書(別記様式)を町長に提出し、利用の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の場合において次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。 (1) 特定の者が長期間独占して利用しようとするとき。 (2) その他センターの管理及び運営上その利用が不相当と認められるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	与謝野町織物技能訓練センター条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第169号		
<p>【根拠条文】 (使用料の免除) 第7条 町長は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 与謝野町織物技能訓練センター条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の免除) 第7条 条例第7条の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 公用又は公共用のため利用するとき。 (2) その他織物研究団体等が直接その事業のため利用するとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町織物技能訓練センター条例 第8条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第169号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 与謝野町織物技能訓練センター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第8条の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公用又は管理上の都合により利用の承認を取り消したとき 10分の10以内 (2) 利用しなかったことについて相当の理由があると認められるとき 10分の8以内</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町染色センター条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第170号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第5条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町染色センター条例 第6条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第170号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより許可を取り消した場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 295

担当部署: 商工観光課 商工振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町染色センター条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第93号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 センターの施設又は附帯設備を利用しようとする者は、事前に町長が別に定める利用許可申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 297

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	加悦木工加工施設条例施行規則 第4条第1項		
例規番号	平成18年 規則第140号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 加工施設を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ利用許可申請書(別記様式)を提出し、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 申請者は、町内に住所を有する者又は町内の企業等に勤務する者とする。</p> <p>3 町長は、次の各号に該当するときは許可しない。</p> <p>(1) 公益及び良俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を目的とする行事等</p> <p>(3) 施設、設備等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>4 町長は、第1項に規定する利用の許可の際、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、加悦木工加工施設条例第4条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (使用の制限) 第4条 加工施設においては、次に掲げる事由があるときは、その使用を制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 建物、付属設備及び備品等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 299

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	加悦生産物販売施設条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第154号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第3条 指定管理者は、販売施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 300

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町生産物特産加工販売施設条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第153号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第3条 指定管理者は、販売施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 農林課 農業振興係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町冷凍米飯加工施設条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第151号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第3条 指定管理者は、加工施設の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 農林課 林業・水産係

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町ツバキ育苗温室条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第156号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備等の制限) 第3条 指定管理者は、温室の管理運営のため特別の設備等を設置しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	加悦双峰公園条例 第4条		
例規番号	平成18年 条例第176号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 公園のうち、前条に掲げる施設又はその附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第6条 町長は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設及び附属設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) その他町長が利用を不相当と認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	加悦双峰公園条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第176号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長が特に必要があると認めたものについては、第5条の使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	加悦双峰公園条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第176号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	野田川森林公園条例 第5条(第9条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第177号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 公園のうち、次に掲げる施設又はその附属設備を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 屋内交流広場 (2) 管理センター(会議室) (3) 前2号の附属設備</p> <p>【基準】 根拠条文、第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第6条 町長は、次に掲げる場合は利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は公益を害するおそれがあるとき。 (2) 建物及び附属設備、備品等をき損するおそれがあるとき。 (3) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	大内峠一字観公園条例 第4条(第13条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第178号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 公園の施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第5条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第5条 町長は、公園の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) その他不当と認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大内峠一字観公園条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第178号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長が特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	大内峠一字観公園条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第178号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 町の必要により許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めによらない理由で利用ができなかったとき。 (3) 利用開始前に、利用の中止又は変更の申出をした場合で、相当の理由があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	旧加悦鉄道加悦駅舎条例 第4条(第10条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第179号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 駅舎の展示室を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第6条 町長は、展示室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設、展示品、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) その他町長が利用を不相当と認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	旧加悦鉄道加悦駅舎条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第179号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長が特に必要があると認めたものについては、第5条第1項に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	クアハウス岩滝条例 第5条(第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第181号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 クアハウスを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第6条、クアハウス岩滝条例施行規則第3条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の制限) 第6条 町長は、クアハウスを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) 感染性疾患又は他人に不快感を与える疾病にかかっていることが明らかであるとき。 (4) その他不相当と認めるとき。</p> <p>(利用の許可) 第3条 条例第5条に規定するクアハウスの利用許可は、利用券の購入、受理又は会員証等の交付を受けたことにより許可されたものとみなす。</p> <p>2 利用者は、利用の際に係員に利用券又は会員証等を提示し、又は提出しなければ、クアハウスを利用することができない。</p> <p>3 利用者が、利用券又は会員証等の表示事項を抹消し、又は改変したときは、当該利用券又は会員証等は無効とする。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

担当部署: 商工観光課 観光振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	かや山の家条例 第5条(第8条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成21年 条例第20号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 山の家を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用の不許可) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及び附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (4) その他町長が利用を不相当と認めたとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

担当部署: 商工観光課 労働雇用対策係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町勤労者総合福祉センター条例施行規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第100号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第3条 町長は、前条の許可をするときは、勤労者総合福祉センター利用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>【基準】 与謝野町勤労者総合福祉センター条例第3条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。 (利用者の範囲) 第3条 与謝野町勤労者総合福祉センター(以下「センター」という。)は、町民並びに雇用保険の被保険者である勤労者及び被保険者であった者に利用させるものとする。ただし、その利用に支障がない場合には、その他の者にも利用させることができる。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等) 第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	協定の認定		
例規名 根拠条項	与謝野町の美しく豊かな景観を守り育てる条例 第17条第2項		
例規番号	平成18年 条例第183号		
<p>【根拠条文】 (協定の認定)</p> <p>第17条 協定を締結した者は、前条第2項に掲げる事項を記載した景観形成地区協定書(以下「協定書」という。)を作成し、その代表者は、協定書を町長に提出し、当該協定の認定を求めることができる。</p> <p>2 町長は、協定書を審査し、その内容が町土の景観形成に寄与し、規則で定める要件に該当するものであると認めたときは、当該協定を認定することができる。</p> <p>3 町長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による認定を受けた協定を廃止し、又は変更するときは、当該協定締結の代表者は、その内容を町長に届け出なければならない。</p> <p>5 町長は、前項の規定による廃止の届出を受理したとき、又はその内容若しくは運用が町土の景観形成を図る上において適正でなくなつたと認めるときは、第2項の規定による認定を取り消し、その旨を告示するものとする。</p> <p>【基準】 与謝野町の美しく豊かな景観を守り育てる条例施行規則第6条の規定による。 (景観形成地区協定の認定)</p> <p>第6条 条例第17条第2項の規定による景観形成地区協定の認定は、次の各号に該当するものについて行うものとする。ただし、これにより難い特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町内会等の区域その他相当規模の一団の土地の区域を対象として締結されていること。</p> <p>(2) 協定に係る区域内の土地又は建築物等を所有し、又は管理する者の3分の2以上の合意により締結されていること。</p> <p>(3) 協定の有効期間が5年以上であること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	使用の許可及び変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成25年 条例第11号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 グラウンド・ゴルフ場を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 町長は、グラウンド・ゴルフ場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>第6条及び与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド・ゴルフ場の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 政治的又は宗教的活動が目的であるとき。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。</p> <p>(3) 施設、設備等に損害の生ずるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があるとき。</p> <p>(5) その他不適當と認めるとき。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 330

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例 第8条		
例規番号	平成25年 条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第8条 町長は、必要があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合について行うものとする。 (1) 町又は教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき。 (2) その他町長が特に必要があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 331

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例 第9条ただし書		
例規番号	平成25年 条例第11号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由で使用ができなかったとき。 (2) 使用者が5日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第9条ただし書きの規定により、使用料の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由で使用ができなかったとき 10分の10 (2) 使用者が使用日の14日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき 10分の10 (3) 使用者が5日前までに取り消し、又は変更を願い出たとき 10分の5</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	行為の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町都市下水路条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年 条例第186号		
<p>【根拠条文】 (行為の許可)</p> <p>第4条 次に掲げる行為(下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第19条に規定する行為を除く。)をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件(以下「物件」という。)を設けること。</p> <p>(2) 都市下水路の地下に物件を設けること。</p> <p>2 前項に規定する許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 物件を設ける場所を表示した平面図</p> <p>(2) 物件の配置及び構造を表示した図面</p> <p>3 町長は、第1項の規定による許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、法令で定める基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 339

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	物件の工事の検査及び検査済証の交付		
例規名 根拠条項	与謝野町都市下水路条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第186号		
<p>【根拠条文】 (物件の工事の検査)</p> <p>第7条 第4条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る物件の工事が完了したときは、その工事の完了の日から7日以内にその旨を町長に届け出て、その工事が許可内容どおり施工されているかどうかについて検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による検査に合格したときは、町長は、当該検査に係る物件の設置を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 340

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	占用の許可及び変更の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町都市下水路条例 第8条		
例規番号	平成18年 条例第186号		
<p>【根拠条文】 (占用の許可) 第8条 都市下水路の敷地又は構造物に物件(令第19条に規定する行為に係る物件を除く。以下「占有物件」という。)を設け、継続して都市下水路の敷地又は構造物を占有しようとする者は、申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第4条第1項の規定による許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 前項に規定する占有物件の占有の期間は、3年以内とする。占有の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。</p> <p>3 第1項本文の規定による許可を受けた者は占有の期間、場所その他規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、占有又は占有の変更が必要やむを得ないものであり、法令及び規則で定める基準に適合する場合に限り、第1項又は前項の規定による許可を与えることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、与謝野町都市下水路条例施行規則第7条及び第8条の規定による。 (占有の変更) 第7条 条例第8条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 占有場所 (2) 占有物件の内容(配置、構造等) (3) 占有期間 2 条例第8条第3項の規定による占有の変更許可を受けようとする者は、占有許可変更申請書(様式第6号)により、町長に申請しなければならない。 (占有の基準) 第8条 条例第8条第4項に規定する規則で定める基準は、別表のとおりとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 343

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	行為の許可及び変更の許可
例規名 根拠条項	与謝野町都市公園条例 第3条第1項及び第3項(第16条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成18年 条例第187号
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第4条及び第5条の規定による。 (許可の特例) 第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。 (行為の禁止) 第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。 (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 (3) 土地の形質を変更すること。 (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。 (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (6) 立入禁止区域に立ち入ること。 (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。 (8) 都市公園をその用途外に利用すること。 (9) その他公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。 	
標準処理期間	15日

備考			
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 344

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	有料公園施設の占有利用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町都市公園条例 第7条第2項(第16条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第187号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 有料公園施設(町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下「有料施設」という。)は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 有料施設を占有して利用しようとする者は、あらかじめ申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 有料施設の供用日及び供用時間は、町長が別に定める。</p> <p>【基準】</p> <p>与謝野町暴力団排除条例第9条の規定による。</p> <p>(町が設置した公の施設の使用の不承認等)</p> <p>第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 347

担当部署: 建設課 都市計画係

処分の概要	使用料の減免等		
例規名 根拠条項	与謝野町都市公園条例 第15条(第16条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第187号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免等) 第15条 町長は、法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によって、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を還付し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 350

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町道路占用料徴収条例 第4条		
例規番号	平成18年 条例第188号		
<p>【根拠条文】 (占用料の減免) 第4条 占用料は、町長において公益その他特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 351

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町道路占用料徴収条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第188号		
<p>【根拠条文】 (占用料の不還付) 第5条 占用料は、法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合に、取り消した日の属する月以後の分を還付するほか、これを還付しない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 353

担当部署: 建設課 土木係

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	与謝野町急傾斜地対策事業費分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第189号		
<p>【根拠条文】 (分担金の減免等) 第5条 町長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の全部若しくは一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	流水占用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町準用河川占用料徴収条例 第4条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第190号		
<p>【根拠条文】 (流水占用料等の不還付) 第4条 既に徴収した流水占用料等は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責めに帰することができない理由により当該許可が取り消されたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 355

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	流水占用料等の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町準用河川占用料徴収条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第190号		
<p>【根拠条文】 (流水占用料等の減免) 第5条 町長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、流水占用料等を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 357

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	占有等の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町法定外公共物管理条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第191号		
<p>【根拠条文】 (占有等の許可) 第5条 法定外公共物において、次に掲げる工作物若しくは物件の設置、流水の使用、産出物の採取又は敷地の形状変更(以下これらの行為を総称して「占有等」という。)を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、法定外公共物の機能を維持するための軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 電柱、電線、公衆電話、看板その他工作物の設置 (2) 水管、下水道管、電線管、ガス管その他物件の設置 (3) 流水の使用(かんがい用水のための使用を除く。) (4) 土石、竹木その他の流出物の採取 (5) 掘削、盛土、切土その他敷地の形状変更(第1号、第2号又は前号に掲げる行為のためにするものは除く。)</p> <p>【基準】 根拠条文及び第7条の規定による。 (許可の基準) 第7条 前2条の許可(以下「占有等の許可」という。)は、次の基準に基づいて行わなければならない。</p> <p>(1) 法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼさないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するに支障がないこと。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 358

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	許可事項の変更		
例規名 根拠条項	与謝野町法定外公共物管理条例 第6条		
例規番号	平成18年 条例第191号		
<p>【根拠条文】 (許可事項の変更) 第6条 前条の許可を受けた者(以下「占有者等」という。)が、許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 第7条の規定による。 (許可の基準) 第7条 前2条の許可(以下「占有等の許可」という。)は、次の基準に基づいて行わなければならない。</p> <p>(1) 法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼさないこと。 (2) 前号に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するに支障がないこと。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 360

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	占用料等の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町法定外公共物管理条例 第11条		
例規番号	平成18年 条例第191号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の減免) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは占用料等を減免することができる。 (1) 公共の用に供するために占用等をするとき。 (2) 前号の場合のほか、町長において公益その他特別な理由があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 361

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	占用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町法定外公共物管理条例 第12条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第191号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の不還付) 第12条 既に徴収した占用料等は、還付しない。ただし、町長が第18条第2項の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更したとき、又は天災その他特別の理由により占用等ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 362

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	工事完了検査		
例規名 根拠条項	与謝野町法定外公共物管理条例 第17条		
例規番号	平成18年 条例第191号		
<p>【根拠条文】 (工事完了届) 第17条 次に掲げる工事を行った者は、当該工事の完了日から起算して10日以内に、町長に工事完了届を提出し、その検査を受けなければならない。</p> <p>(1) 占用等の工事 (2) 前条の規定による原状回復のための工事</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 365

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	与謝野町営住宅条例 第8条第2項
例規番号	平成18年 条例第192号
<p>【根拠条文】</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者について、住宅に困窮する実情を調査し、前2条に規定する入居者資格を有すると認められた者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対して通知するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>第6条、第7条及び第9条の規定による。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号、第5号及び第6号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。この条及び第12条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると町長が認める者を除く。)にあつてはこの限りではない。</p> <p>ア 60歳以上の者</p> <p>イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、次に掲げる程度であるもの</p> <p>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までいずれかに該当する程度</p> <p>(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</p> <p>エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p>	

- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する保証金の支給に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する障害者で次のいずれかに該当する者
- (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
- ア 入居者が次の(ア)から(ウ)に該当する場合 214,000円
- (ア) 入居者又は同居者に第1号のイからエ、カ及びキに該当する者である場合
- (イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上18歳未満の者である場合
- (ウ) 同居者に義務教育終了前の者がある場合
- イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 214,000円(災害発生の日の翌日から起算して3年を超えて入居している場合は158,000円)
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 地方税等を滞納していない者であること。
- (5) 町長が適当と認める連帯保証人が2人あること。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 町長は、入居の申し込みをした者が前項第1号のただし書の町長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申し込みをした者と面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。
- 3 町長は、入居の申し込みをした者が前項第1項ただし書の町長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。
- 4 第1項及び次条の規定により、第1項第1号に掲げる条件を具備しない者が入居することができる町営住宅の規格は、居室(台所を除く。)の数が2以下、かつ、55平方メートル以下のものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。
- (入居者資格の特例)
- 第7条 町営住宅の用途の廃止により当該町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申し込みをした場合においては、その者は、前条第1号から第3号までに掲げる条件を具備するものとみなす。
- 2 前条第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第2号及び第3号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。
- (入居者の選考)
- 第9条 入居の申し込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の

選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 借家又は間借り生活で、正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないために困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 町長は、前項各号に該当する入居者の数が入居させるべき住宅の数を超える場合においては、実情を調査し、更に与謝野町営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い場合は、公開抽選により入居者を決定する。
- 4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長の定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、町長が割当てをした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 366

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	与謝野町営住宅条例 第16条		
例規番号	平成18年 条例第192号		
<p>【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 368

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	社会福祉法人等に対する町営住宅の使用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町営住宅条例 第36条第1項		
例規番号	平成18年 条例第192号		
<p>【根拠条文】 (社会福祉法人等に対する町営住宅の使用の許可) 第36条 法第45条第1項に規定する社会福祉法人等(以下「社会福祉法人等」という。)は、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第1条に規定する事業に町営住宅を住宅として使用しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 372

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	駐車場の使用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町営住宅条例施行規則 第11条第1項		
例規番号	平成18年 規則第109号		
<p>【根拠条文】 (駐車場の使用) 第11条 入居者又は同居者は、条例第11条の手続のほか、別表第1に掲げる駐車場を設置する団地において駐車場を使用しようとするときは、駐車場使用申込書(様式第8号)を町長に提出し、許可を得なければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可をしたときは、駐車場使用許可書(様式第9号)により通知するものとする。</p> <p>3 町長は、前項により駐車場の使用を許可した場合は、駐車場使用料を入居者から徴収するものとする。</p> <p>4 前項に定める駐車場使用料の額は、別表第1のとおりとし、その徴収及び納付については、条例第17条の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 373

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	与謝野町特定公共賃貸住宅条例 第7条第2項
例規番号	平成18年 条例第193号
<p>【根拠条文】</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から特定公共賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者に対し通知するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>第6条、第8条、第9条、与謝野町特定公共賃貸住宅条例施行規則第3条及び第7条の規定による。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)があること。ただし、前条各号のいずれかに該当する事情がある者については、この限りでない。</p> <p>(2) 町長が定める所得の基準に該当している者であること。</p> <p>(3) 現に自ら居住するための住宅を必要としていること。</p> <p>(4) 地方税等を滞納していない者であること。</p> <p>(5) 連帯保証人が2人あること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(入居者の選定)</p> <p>第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。</p> <p>(入居者の選定の特例)</p> <p>第9条 町長は、同居親族が多い者又はその他特に居住の安定を図る必要がある者で町長が定める要件に該当する者については、省令第29条の規定により入居者を選定することができる。この選定を行う場合においては、第4条及び前条の規定を準用する。</p> <p>(入居者の所得基準)</p> <p>第3条 条例第6条第2号に規定する所得の基準は、入居の申込みをした日において、月額が15万8,000円以上48万7,000円以下であることとする。</p> <p>(入居者の選定の特例)</p> <p>第7条 条例第9条に規定する要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 18歳未満の同居する児童又は生徒を3人以上扶養している者</p> <p>(2) 配偶者のいない者で児童又は生徒を扶養している者</p> <p>(3) 入居者又は同居親族に60歳以上の者がある者</p> <p>(4) 入居者又は同居親族に心身障害者がある者</p> <p>(5) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第28条第1項の規定に該当する者</p>	

(6) その他町長が地域の活性化等を図るため特に入居させることが必要と認める者			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 374

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	家賃の減免及び徴収猶予		
例規名 根拠条項	与謝野町特定公共賃貸住宅条例 第17条		
例規番号	平成18年 条例第193号		
<p>【根拠条文】 (家賃の減免又は徴収猶予) 第17条 町長は、入居者が災害等により著しい損害を受けたとき、その他特別の事情がある場合において、必要があると認められるときは、当該家賃(前条の規定による家賃の減額を行う場合にあっては、入居者負担額)を減免し、又は徴収を猶予することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 377

担当部署: 建設課 住宅係

処分の概要	駐車場の使用の許可		
例規名 根拠条項	与謝野町特定公共賃貸住宅条例施行規則 第24条第3項		
例規番号	平成18年 規則第111号		
<p>【根拠条文】 (入居者の費用負担額) 第24条 町長は、条例第21条第1項第3号に掲げる費用のうち駐車場使用料を入居者から徴収するものとする。</p> <p>2 前項に定める駐車場使用料の額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>3 駐車場を使用しようとする入居者又は同居者は、駐車場使用申込書(様式第25号)を町長に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、前項の許可をしたときは、駐車場使用許可通知書(様式第26号)により通知するものとする。</p> <p>5 駐車場使用料の徴収及び納付については、条例第18条の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 378

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	施設の使用許可		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町港湾施設条例 第3条		
例 規 番 号	平成18年 条例第194号		
<p>【根拠条文】 (施設の使用許可) 第3条 港湾施設を使用しようとする者は、町長が別に定める様式により町長に出願してその許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 381

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	与謝野町港湾施設条例 第6条ただし書		
例規番号	平成18年 条例第194号		
<p>【根拠条文】 (使用料の不還付) 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第8条第4号の規定により取消し若しくは停止を行ったとき、又は町長において特に事由を認めたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 382

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町港湾施設条例 第7条第2項		
例規番号	平成18年 条例第194号		
<p>【根拠条文】 (使用料の免除等) 第7条 町又は公共団体が使用する場合は、使用料を徴収しない。 2 町長が特に事由を認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 385

担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	与謝野町給水条例 第5条第1項(与謝野町簡易水道給水条例第4条において準用し読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年 条例第198号		
<p>【根拠条文】 (給水装置工事の申込み) 第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の申込みに当たり、管理者は必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>【基準】 準用する与謝野町簡易水道給水条例第4条の規定による。 (準用) 第4条 この条例に規定するもののほか、与謝野町給水条例(平成18年与謝野町条例第198号)の規定(第2条及び第25条第1項を除く。)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、「町長」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 387

担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町給水条例 第8条第2項(与謝野町簡易水道給水条例第4条において準用し読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年 条例第198号		
<p>【根拠条文】 (工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>【基準】 準用する与謝野町簡易水道給水条例第4条の規定による。 (準用)</p> <p>第4条 この条例に規定するもののほか、与謝野町給水条例(平成18年与謝野町条例第198号)の規定(第2条及び第25条第1項を除く。)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、「町長」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 390

担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	料金及び手数料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町給水条例 第32条(与謝野町簡易水道給水条例第4条において準用し読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年 条例第198号		
【根拠条文】			
(料金及び手数料等の軽減又は免除)			
第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。			
【基準】			
与謝野町給水条例施行規程第24条及び準用する与謝野町簡易水道給水条例第4条の規定による。 (料金等の軽減又は免除)			
第24条 条例第32条の規定により料金等を軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものとする。			
(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金			
(2) 不可抗力による漏水に起因する料金			
(3) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの			
2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書(様式第11号)の提出をもって行う。			
3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の適否を決定し、その結果を水道事業納付金減免決定・却下通知書(様式第12号)により、当該申請者に対し通知するものとする。			
(準用)			
第4条 この条例に規定するもののほか、与謝野町給水条例(平成18年与謝野町条例第198号)の規定(第2条及び第25条第1項を除く。)を準用する。この場合において、「管理者」とあるのは、「町長」と読み替えるものとする。			
「水道料金減免内規」による。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 392

担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	指定工事業者の指定		
例規名 根拠条項	与謝野町指定給水装置工事業者規程 第4条		
例規番号	平成18年 水道事業管理規程第13号		
<p>【根拠条文】 (指定の基準) 第4条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 393

担当部署: 水道課 管理係

処分の概要	指定工事業者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町指定給水装置工事事業者規程 第5条第4項		
例 規 番 号	平成18年 水道事業管理規程第13号		
【根拠条文】			
(指定工事業者証の交付)			
第5条 管理者は、第3条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定給水装置工事事業者に指定給水装置工事事業者証(様式第3号。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。			
2 指定給水装置工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第7条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。			
3 指定給水装置工事事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第8条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。			
4 指定給水装置工事事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 396

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	与謝野町公共下水道条例 第5条		
例規番号	平成18年 条例第201号		
<p>【根拠条文】 (排水設備の計画の確認) 第5条 排水設備の新設等(規則で定める軽易な修繕工事を除く。次条、第7条及び第29条において同じ。)を行おうとする者は、あらかじめ申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 397

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	排水設備の工事の検査及び検査済証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道条例 第7条		
例 規 番 号	平成18年 条例第201号		
<p>【根拠条文】 (排水設備の工事の検査) 第7条 排水設備の新設等を行った排水設備設置義務者は、工事完了後5日以内に町長にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 既設の排水設備を使用して公共下水道に汚水を排除しようとする排水設備設置義務者は、あらかじめ町長に届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>3 町長は、前2項の検査をした場合において、その排水設備が第4条の規定に適合していると認めるときは、排水設備設置義務者に検査済証を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 399

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	除害施設の設置等の承認(変更承認を含む。)及び検査		
例規名 根拠条項	与謝野町公共下水道条例 第12条第1項から第3項まで		
例規番号	平成18年 条例第201号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(除害施設の設置等の届出及び検査)</p> <p>第12条 前2条の規定による除害施設の新設を行おうとする者は、あらかじめ町長に届け出て承認を受けなければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、工事完了後5日以内に町長に届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>3 公共下水道の処理区域内において、既に除害施設を設置していた者は、あらかじめ町長に届け出て、前項の検査を受けなければならない。</p> <p>4 除害施設の使用を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	設置届けの承認…10日 検査…15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 402

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	占有の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	与謝野町公共下水道条例 第23条		
例規番号	平成18年 条例第201号		
<p>【根拠条文】 (占有の許可) 第23条 公共下水道の敷地又は施設に物件(以下「占有物件」という。)を設け、占有しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	取扱実績は無いが、15日程度で完了できると思われる。		
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 408

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	指定工事業者の指定		
例規名 根拠条項	与謝野町排水設備指定工事業者に関する規則 第3条		
例規番号	平成18年 規則第116号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(指定工事業者の要件)</p> <p>第3条 条例第6条第1項で規定する排水設備工事を施行することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事業者として指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が1人以上専属していること。</p> <p>(2) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。</p> <p>(3) 京都府内に営業所があること。</p> <p>(4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 事業者(法人にあっては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合</p> <p>イ 責任技術者であった事業者(法人にあっては代表者)がその責任技術者として府協会の登録を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>ウ 指定工事業者であった者が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>エ 工事業者が指定工事業者としての業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事業者であった者が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事業者の指定を受けることはできない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 409

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	与謝野町排水設備指定工事業者に関する規則 第5条		
例規番号	平成18年 規則第116号		
<p>【根拠条文】 (継続指定の申請) 第5条 第8条に規定する指定の有効期間満了後引き続き指定を受けようとする指定工事業者は、町長の指定する日までに申請書を町長に提出しなければならない。この場合、申請書に添付する書類は、前条の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 410

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	指定工事業者証の再交付		
例規名 根拠条項	与謝野町排水設備指定工事業者に関する規則 第6条第3項		
例規番号	平成18年 規則第116号		
<p>【根拠条文】 (指定工事業者証の交付等)</p> <p>第6条 町長は、前2条の規定による申請があったときは、指定工事業者として指定し、排水設備指定工事業者証(様式第5号。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、指定工事業者証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3 指定工事業者は、指定工事業者証をき損又は紛失したときは、直ちに排水設備指定工事業者証再交付申請書(様式第6号)を町長に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>4 指定工事業者は、第10条の規定によりその指定を取り消されたときは、直ちに指定工事業者証を町長に返納しなければならない。また、第10条第2項の規定により、その指定の効力を停止されたときは、その停止されている期間指定工事業者証を町長に返納しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 412

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町公共下水道使用料条例 第10条		
例 規 番 号	平成18年 条例第202号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 415

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	負担金及び分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第203号		
【根拠条文】			
(負担金及び分担金の徴収猶予)			
第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金又は分担金の徴収を猶予することができる。			
(1) 受益者が当該負担金又は分担金を納付することが困難であり、かつ、その者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。			
(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金又は分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。			
(3) 公の生活扶助を受けている受益者について、当該負担金又は分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。			
(4) その他特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。			
【基準】			
根拠条文及び与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則第11条の規定による。			
(負担金及び分担金の徴収猶予)			
第11条 条例第7条の規定により負担金又は分担金の徴収を猶予しようとする場合における徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。			
2 負担金又は分担金の徴収猶予を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予申請書(様式第5号)により町長に申請しなければならない。この場合において、町長は、必要があると認めるときは徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を添付させることができる。			
3 町長は、前項の申請があったときは、第1項に定める基準によりその適否を決定し、公共下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予決定通知書(様式第6号)により受益者に通知するものとする。			
4 町長は、条例第8条の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を公共下水道事業受益者負担金・分担金徴収猶予取消通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 417

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	負担金及び分担金の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年 条例第203号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(負担金及び分担金の減免)</p> <p>第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金又は分担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金又は分担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) その他その状況により特に負担金又は分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則第12条の規定による。</p> <p>(負担金及び分担金減免)</p> <p>第12条 条例第9条の規定により負担金又は分担金を減免しようとする場合における減免の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 負担金又は分担金の減免を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金・分担金減免申請書(様式第8号)により町長に申請しなければならない。この場合において、町長は、必要があると認めるときは減免を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を添付させることができる。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときは、第1項に定める基準によりその適否を決定し、公共下水道事業受益者負担金・分担金減免決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 419

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認		
例規名 根拠条項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第7条		
例規番号	平成18年 条例第204号		
<p>【根拠条文】 (排水設備の計画の確認) 第7条 排水設備の新設、増設若しくは改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者又はそれらを変更しようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な修繕工事については、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 420

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	排水設備の工事の検査及び検査済証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第9条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成18年 条例第204号		
【根拠条文】			
(排水設備の工事の検査)			
第9条 排水設備の新設等を行った者は、工事完了後5日以内に町長にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。			
2 町長は、前項の検査をした場合において、その工事が適正であると認めるときは、排水設備の新設等を行った者に対し検査済証を交付するものとする。			
3 町長は、排水処理施設の管理上必要があると認めるときは、排水設備を随時検査し、使用者に対して必要な措置を講ずるよう指示することができる。			
4 前項の措置を指示された者は、速やかにこれを履行しなければならない。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 422

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第13条		
例 規 番 号	平成18年 条例第204号		
【根拠条文】			
(分担金の徴収猶予)			
第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。			
(1) 受益者が当該分担金を納付することが困難であり、かつ、その者が現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。			
(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。			
(3) 公の生活扶助を受けている受益者について、当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。			
(4) 前3号に掲げるもののほか、特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。			
【基準】			
根拠条文及び与謝野町農業集落排水処理施設条例施行規則第18条の規定による。			
(分担金の徴収猶予)			
第18条 条例第13条の規定により分担金の徴収を猶予しようとする場合における徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。			
2 分担金の徴収猶予を受けようとする者は、農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予申請書(様式第11号)により町長に申請しなければならない。この場合において、町長は、必要があると認めるときは徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類その他必要な書類を添付させることができる。			
3 町長は、前項の申請があったときは、第1項に定める基準によりその適否を決定し、農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予決定通知書(様式第12号)により受益者に通知するものとする。			
4 町長は、条例第14条の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予取消通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 424

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第15条		
例規番号	平成18年 条例第204号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第15条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び与謝野町農業集落排水処理施設条例施行規則第19条の規定による。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第19条 条例第15条の規定により分担金を減免しようとする場合における減免の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 分担金の減免を受けようとする者は、農業集落排水事業受益者分担金減免申請書(様式第14号)により町長に申請しなければならない。この場合において、町長は、必要があると認めるときは減免を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を添付させることができる。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときは、第1項に定める基準によりその適否を決定し、農業集落排水事業受益者分担金減免決定通知書(様式第15号)により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 426

担当部署: 下水道課 管理係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	与謝野町農業集落排水処理施設条例 第21条		
例規番号	平成18年 条例第204号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第21条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成25年6月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	表示等の許可(車両広告に係る事務及び第5条第1項第3号の規定による場所の指定の事務を除く。)		
例規名 根拠条項	京都府屋外広告物条例 第4条及び第5条		
例規番号	昭和28年 京都府条例第30号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(表示等の許可)</p> <p>第4条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(禁止に対する特例)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件は、第3条の規定にかかわらず、知事の許可により表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) 公益上やむを得ないもの</p> <p>(2) 看板その他慣例上やむを得ないもの</p> <p>(3) 知事が良好な景観を形成し、又は風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止する上で支障がないものと認めて指定する場所(第3条第1項第12号の区域を除く。)において規則で定める基準に適合するもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件は、知事の許可を受け、表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 道標、案内図板その他公共的目的を有し、若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件</p> <p>(2) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件(次条第1項第4号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。)</p> <p>3 前2項の許可を受けた場合においては、前条の規定は適用しない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 建設課 管理係

処分の概要	移転等の許可(車両広告に係る事務を除く。)		
例規名 根拠条項	京都府屋外広告物条例 第12条		
例規番号	昭和28年 京都府条例第30号		
<p>【根拠条文】 (変更等の許可) 第12条 第4条又は第5条の規定による許可を受けた後、広告物又は掲出物件を移転し、若しくは改造し、又は第8条ただし書の規定による期間の更新をしようとするときは、更に知事の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日